

令和 4 年 度
児 童 相 談 所 業 務 概 要
(令和 3 年度実績)

鳥取県福祉相談センター
(鳥取県中央児童相談所)
鳥取県倉吉児童相談所
鳥取県米子児童相談所

児童憲章（抜粋）

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

昭和 26 年 5 月 5 日宣言

児童の権利に関する条約（主な内容）

- 1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
- 3 子どもたちの成長のために何が最も大切かを考慮しましょう。
- 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5 両親の意思に反して子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どももほかのみんなのことをよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
- 7 子どもは暴力や虐待（むごい扱い）といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8 家庭を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9 からだなどが不自由な子どもには特別の養護が与えられるべきです。
- 10 子どもたちの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13 子どもが、法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはなりません。
- 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。

平成 6 年 5 月 22 日発効

目 次

I	児童相談所の概要	1
1	児童相談所の業務	1
2	児童相談の流れ	2
3	相談の種類及び主な内容	3
4	援助の種類及び主な内容	4
5	鳥取県内児童相談所及び管内状況	5
6	組織と業務	6
II	相談業務の概要	9
1	相談状況	9
(1)	相談受付件数	9
(2)	相談の種別	10
(3)	相談の経路	10
(4)	指導・措置の状況	11
2	各種相談の状況	12
(1)	養護相談	12
	養護相談のうち児童虐待相談の状況	13
(2)	保健相談	14
(3)	障がい相談	15
(4)	非行相談	16
(5)	育成相談	18
III	判定業務の概要	19
1	心理診断の状況	19
2	心理療法の状況	20
3	心理療法の相談種別	20
4	療育手帳・特別児童扶養手当に係る判定、診断、証明	20
IV	一時保護業務の概要	21
1	一時保護児童の人員	21
2	一時保護児童の相談種別	22
3	年齢別受付件数	23
4	一時保護後の処遇	23
V	各種事業の状況	24
1	巡回相談	24
2	在宅重症心身障がい児（者）の訪問指導	24
3	こども電話相談	24
4	児童虐待防止対策	25
5	その他の事業	26
6	里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	28
VI	統計資料	30
1	経路別相談受付件数	30
2	相談処理件数	31
3	年齢区分別・相談受付件数	33
4	児童虐待相談状況（処理件数）	35
5	調査、判定及び心理療法、カウンセリング状況	37
6	一時保護状況	37
7	児童福祉施設等入退所状況	38
VII	その他資料	39
1	県内児童福祉施設等一覧	39
2	障がい児（者）のための各種制度案内	40

I 児童相談所の概要

1 児童相談所の業務

児童相談所は児童福祉法第12条の規定に基づき、児童の福祉を図るとともに、その権利を保護することを主たる目的として設置された県の行政機関です。18歳未満の児童に関する様々な問題について、家庭等からの相談に応じ、児童が心身ともに健全に育ち、持てる力を最大限発揮できるように専門的な援助活動を行っています。主として次のような業務を行っています。

相 談

児童に関する様々な問題について、家庭・学校・市町村等からの相談に応じています。

調査・診断・判定

児童及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行っています。

一 時 保 護

家庭での養育が困難な場合、虐待等により緊急に児童の保護が必要な場合、適切な処遇指針を決定するため行動観察を行う必要がある場合、短期間のカウンセリング、生活指導等が必要な場合に、児童の一時保護を行います。

また、状況によっては児童福祉施設等に一時保護を委託しています。

援 助 決 定

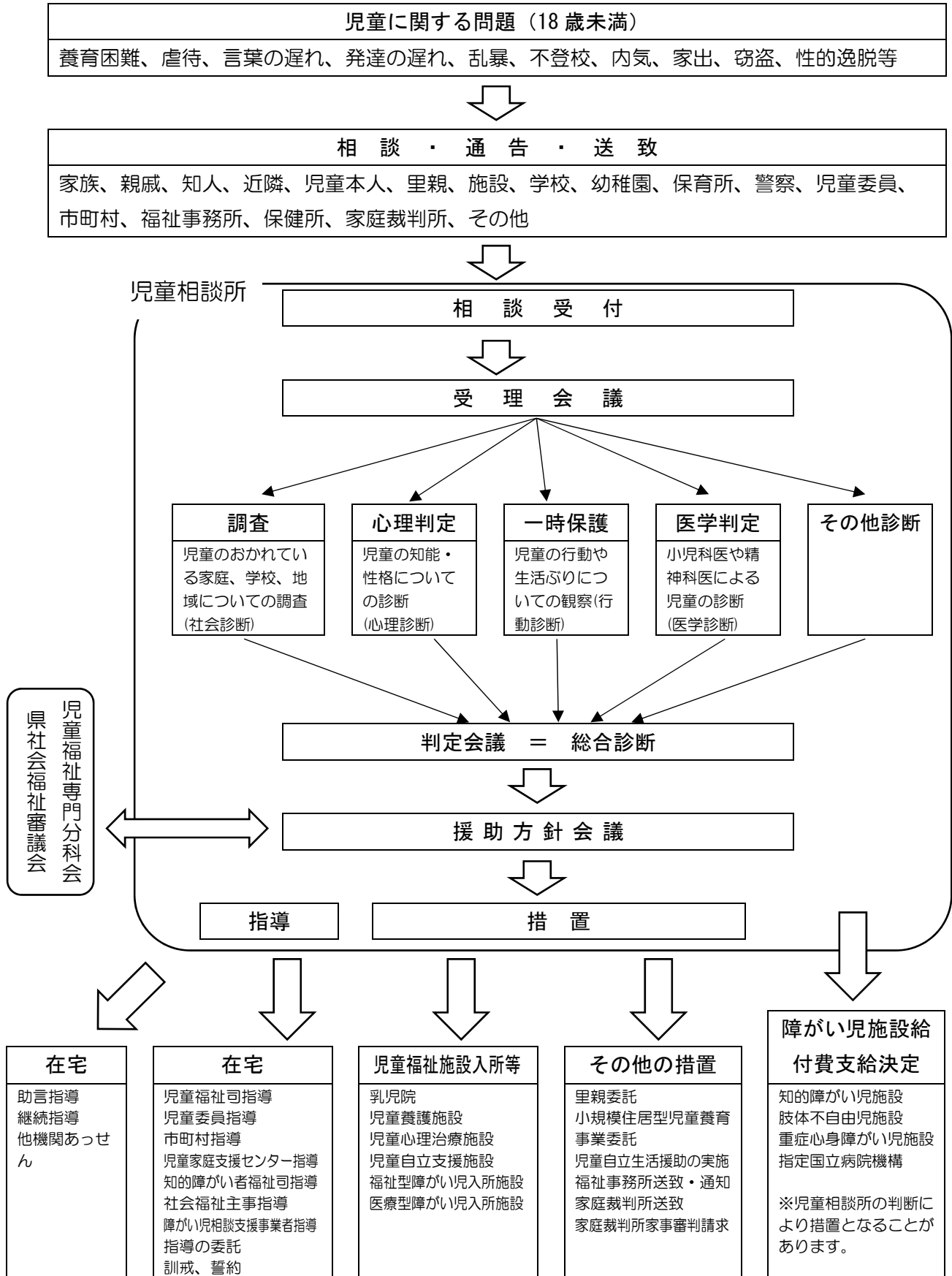
受けた相談について、調査・診断・判定を行い、それに基づいて援助方針を決めます。その際、児童の気持ち、保護者等の意見や社会資源等の条件を考慮して支援をしていきます。

支援の内容としては、在宅指導（継続指導・児童福祉司指導等）や場合によっては児童福祉施設・里親への措置もあります。

市 町 村 支 援

児童の福祉に関する市町村の業務に対して、必要な援助を行っています。

2 児童相談の流れ



受理会議

児童の問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の要否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。

判定会議

社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助指針案（具体的な援助の目的、方法など）を作成します。

援助方針会議

判定会議の結果に基づき、児童をめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助指針を児童、保護者の意向を尊重し、決定します。

3 相談の種類及び主な内容

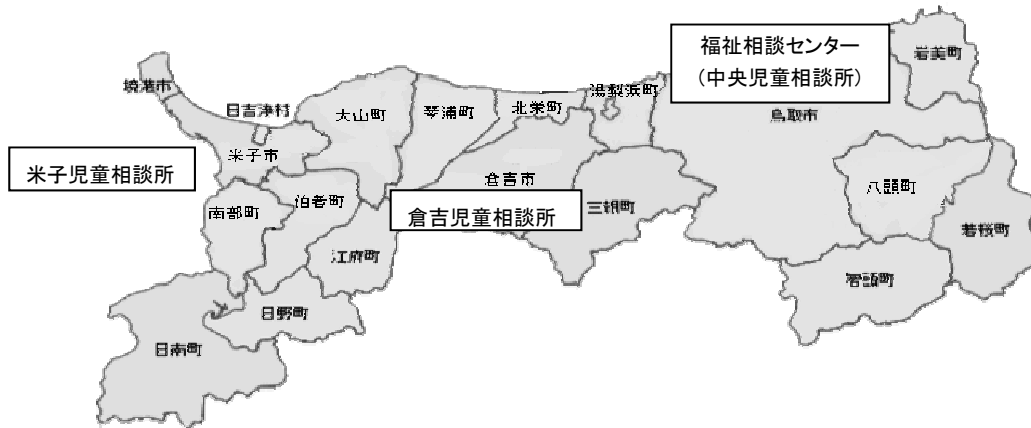
養護相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する児童に関する相談。
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障がい相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等、視聴覚障がい児に関する相談。
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児(者)に関する相談。
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
	発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の児童に関する相談。
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条により通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
	その他の相談	いずれにも該当しない相談。

4 援助の種類及び主な内容

指 導	在 宅	助 言 指 導	1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導
		継 続 指 導	複雑・困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）
		他 機 関 あ っ せ ん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童、保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介
措 置	在 宅	児 童 福 祉 司 指 導	複雑・困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導
		児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合について指導を委託
		市 町 村 指 導	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、児童の身近な場所において子育て支援事業を活用するなどして、継続して寄り添った支援が必要と考えられる場合に、行政処分としての指導措置を市町村に委託
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられる事例に対し、児童、保護者等に同意を得た上で行う指導委託
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託
		障がい者等相談支援 事業を行う者による指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導
		訓 戒 、 誓 約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）。
	児 童 福 祉 施 設 入 所 指 定 医 療 機 関 委 託	家庭で児童の養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、児童の状態により適切な施設を紹介し、入所させる。	
	そ の 他 の 措 置	里親・小規模住居型 児童養育事業委託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を登録された里親や小規模住居型児童養育事業者へ養育委託する。
		児童自立生活援助措置	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない児童等を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与する。
福祉事務所送致等		児童（15歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置の必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う。	
家庭裁判所送致		児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第27条第1項第4号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第27条の3）に行う。	
家庭裁判所家事審判請求		児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第28条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う。	
障がい児施設給付費支給決定		障がい児施設等への利用の決定を行う。	

5 鳥取県内児童相談所及び管内状況

鳥取県には、東部、中部、西部の3地域に児童相談所が設置されています。



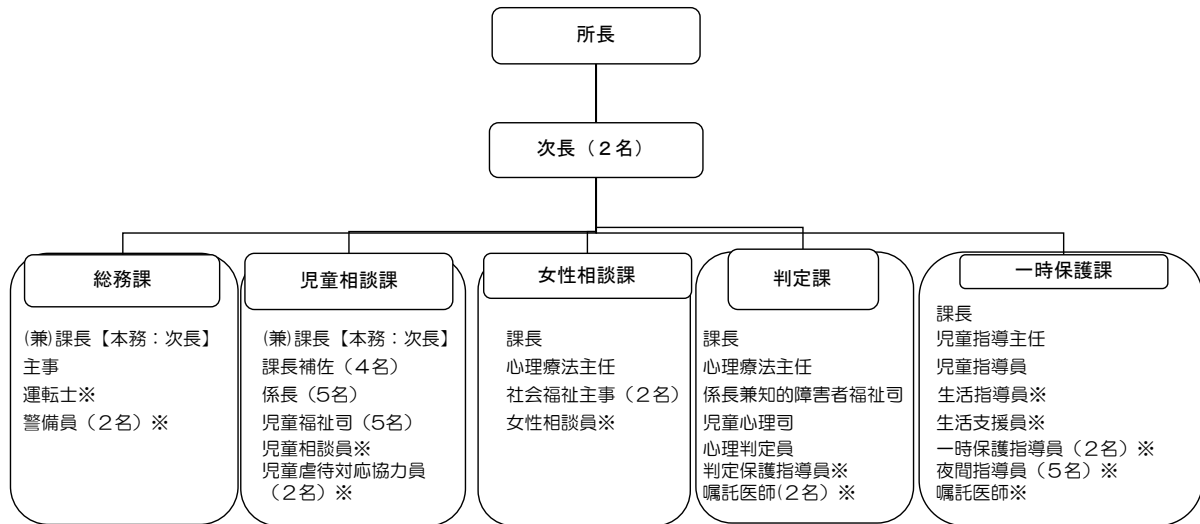
	米子児童相談所	倉吉児童相談所	福祉相談センター (中央児童相談所)
児童相談所			
所在地	〒683-0052 米子市博労町4-50 	〒682-0881 倉吉市宮川町2-36 	〒680-0901 鳥取市江津318-1
連絡先	電話 0859-33-1471 FAX 0859-23-0621 メール yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp ホムン-ジ https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39045	電話 0858-23-1141 FAX 0858-23-6367 メール kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp ホムン-ジ https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=39044	電話 0857-23-1031 FAX 0857-21-3025 メール fukushisodan@pref.tottori.lg.jp ホムン-ジ https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34903
管轄地域	鳥取県西部 (米子市、境港市、西伯郡、日野郡)	鳥取県中部 (倉吉市、東伯郡)	鳥取県東部 (鳥取市、岩美郡、八頭郡)
	面積：1,208.5k㎡ 人口：229,722人 世帯数：92,902世帯 児童数：34,864人	面積：780.4k㎡ 人口：99,193人 世帯数：36,977世帯 児童数：15,313人	面積：1,518.2k㎡ 人口：224,492人 世帯数：89,863世帯 児童数：33,890人
鳥取県全域 面積：3,507.14K㎡ 人口：553,407人 世帯数：219,742世帯 児童数：84,067人			

資料：「令和3年全国都道府県市区町村別面積調」「令和2年国勢調査」

6 組織と業務

福祉相談センター（中央児童相談所）（令和4年4月1日現在）

【組織】



※は会計年度任用職員等

【各課の業務】

総務課

- ・総務事務、庁舎管理、センターの総合企画・調整、公用車の運行・管理

児童相談課

- ・児童に係る相談、社会調査、措置・指導

女性相談課

- ・要保護女子、暴力被害女性に係る相談、調査、保護、援助

判定課

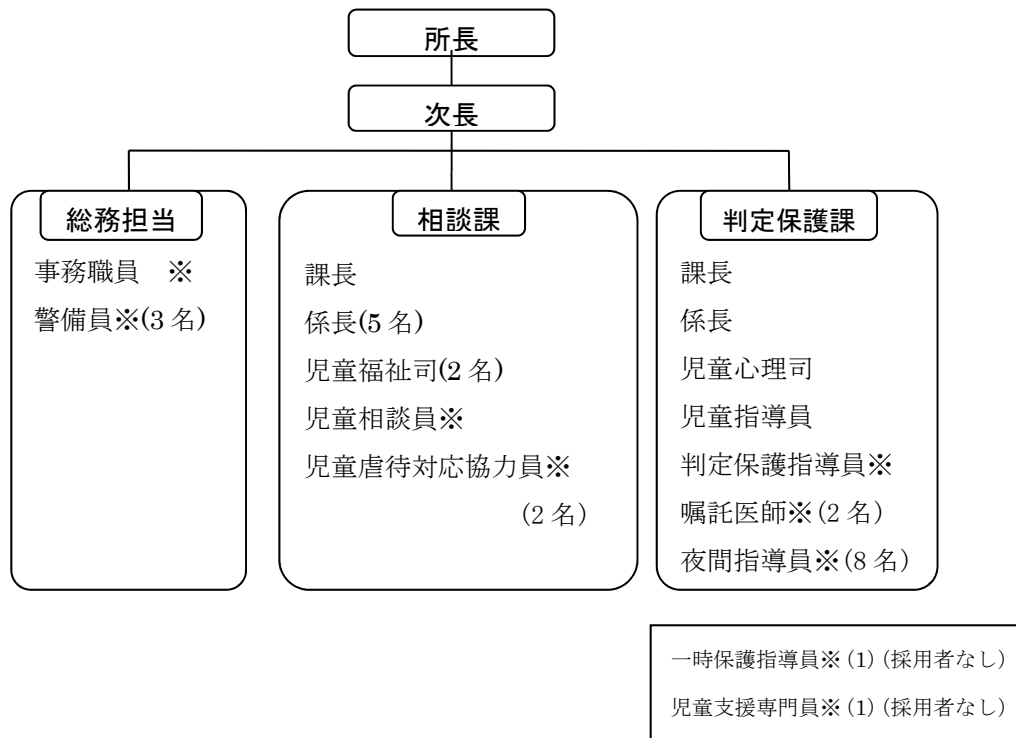
- ・児童及び要保護女子等に係る心理判定
- ・心理治療等児童への治療指導、軽度の情緒障がい児治療
- ・知的障がい者に係る相談及び判定

一時保護課

- ・児童の緊急一時保護、行動観察、生活指導
- ・要保護女子等の一時保護

倉吉児童相談所（令和4年4月1日現在）

【組織】



※は会計年度任用職員

【各課の業務】

総務担当

- ・ 予算、決算、出納、文書、庁舎管理、措置費負担金徴収事務等

相談課

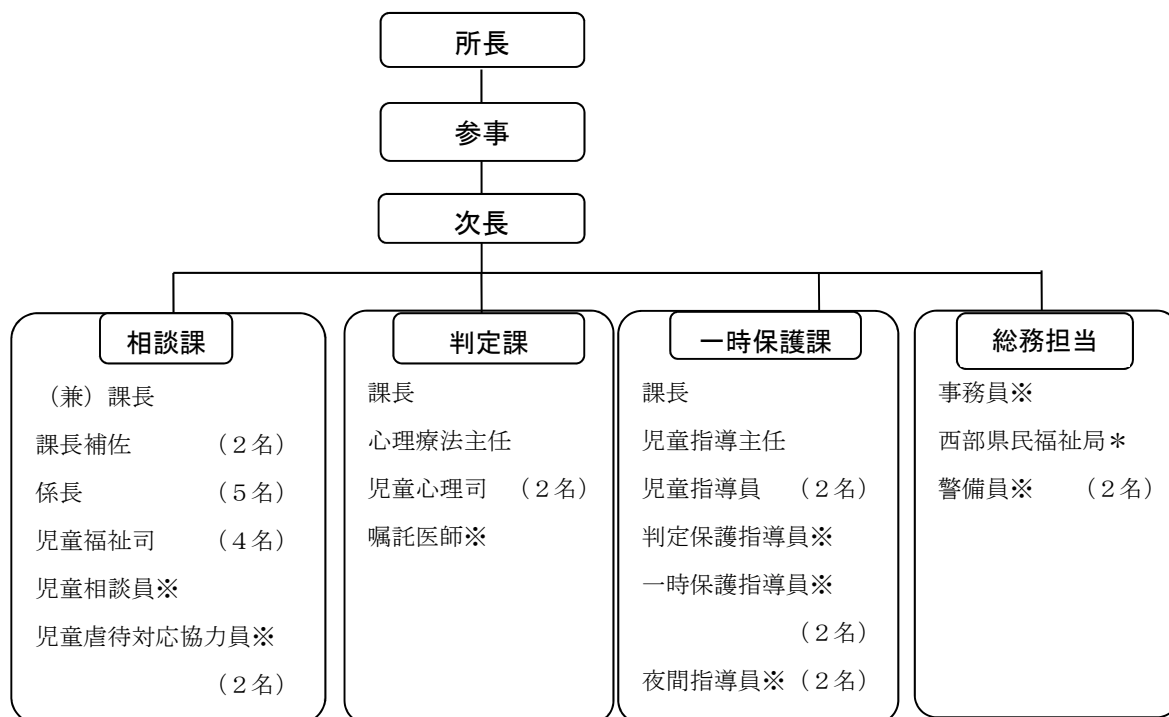
- ・ 相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導

判定保護課

- ・ 児童・保護者等に対する心理診断、児童・保護者等に対する心理治療、保護者への助言指導
- ・ 児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

米子児童相談所（令和4年4月1日現在）

【組織】



育児休業者除く

※は会計年度任用職員、特別職非常勤職員

*は兼務職員

【各課の業務】

総務担当

- ・庶務一般、会計一般、庁舎警備、夜間及び休日の緊急電話取り次ぎ

相談課

- ・相談の受付、児童相談に係る社会調査、児童の措置、指導、措置費負担金事務、電話相談

判定課

- ・児童・保護者等に対する心理診断、児童・保護者等に対する心理治療、保護者への助言指導

一時保護課

- ・児童の緊急保護、行動観察、短期入所指導

○人事、予算、庁舎管理、文書管理等については、管理部門担当

Ⅱ 相談業務の概要

相談受付・調査

児童に関する問題について、児童、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、児童・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、児童の家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

指導・措置等

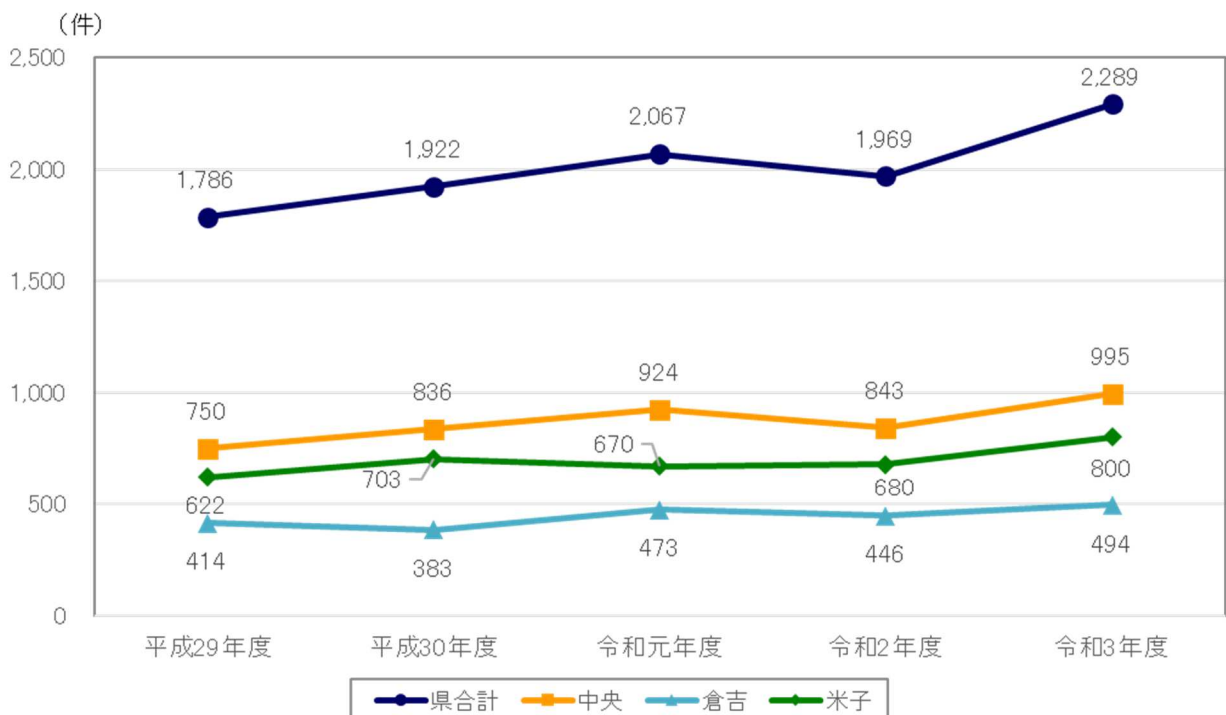
調査結果から導き出された社会診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、児童に関わる問題の解決に最も効果的と考えられる援助指針を決定します。これにより、児童及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、児童の児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、家庭裁判所、福祉事務所送致等の措置を行います。

1 相談状況

（1）相談受付件数

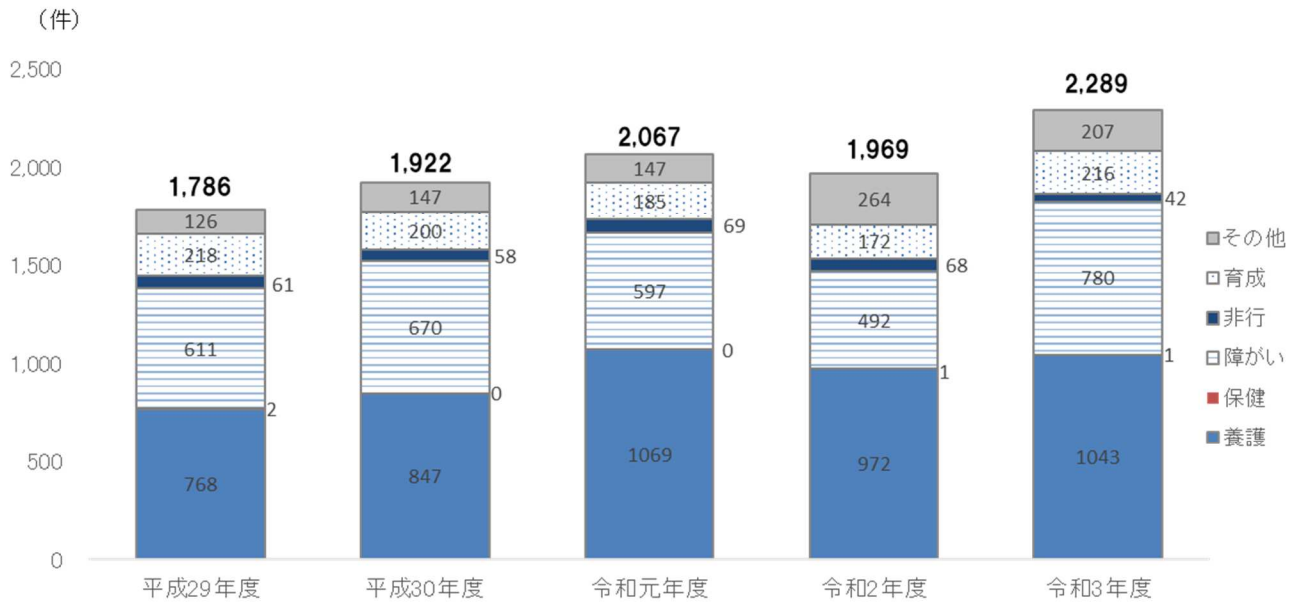
令和3年度の鳥取県内の児童相談所における相談受付件数は2,289件でした。

最近5年間の相談受付件数の推移は下図のとおりです。



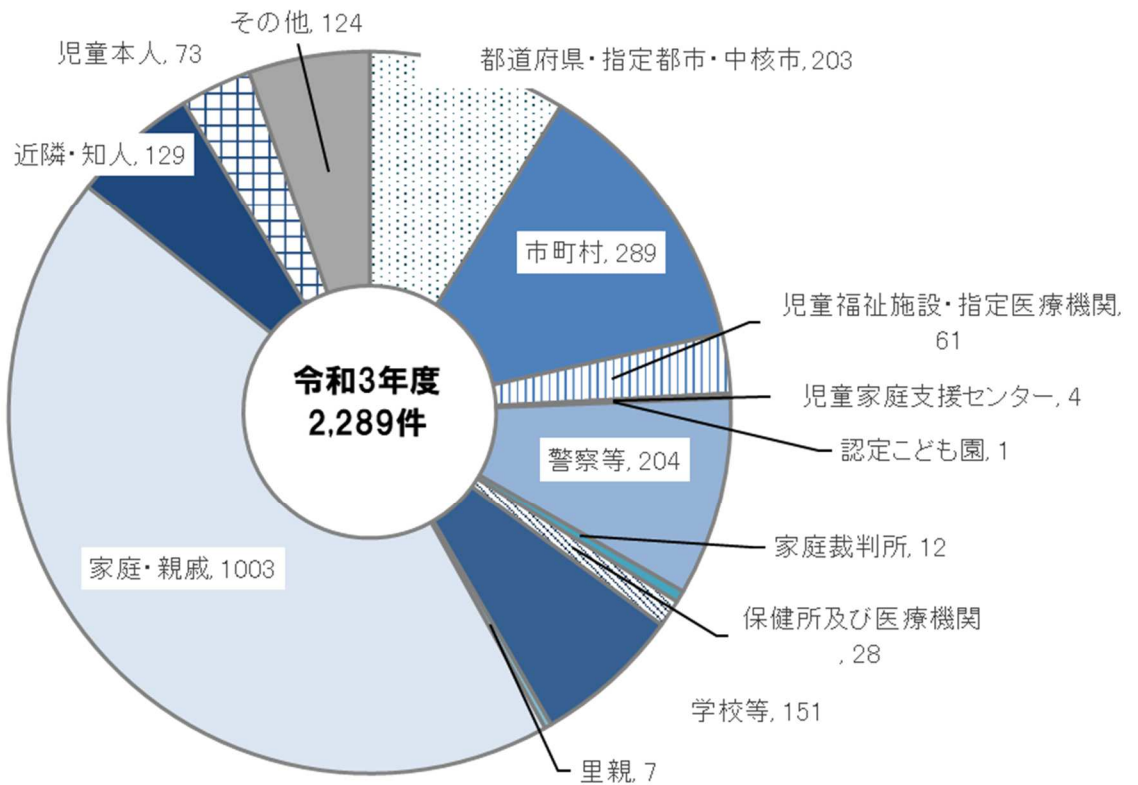
(2) 相談の種別

相談種別は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、育成相談の順となっています。



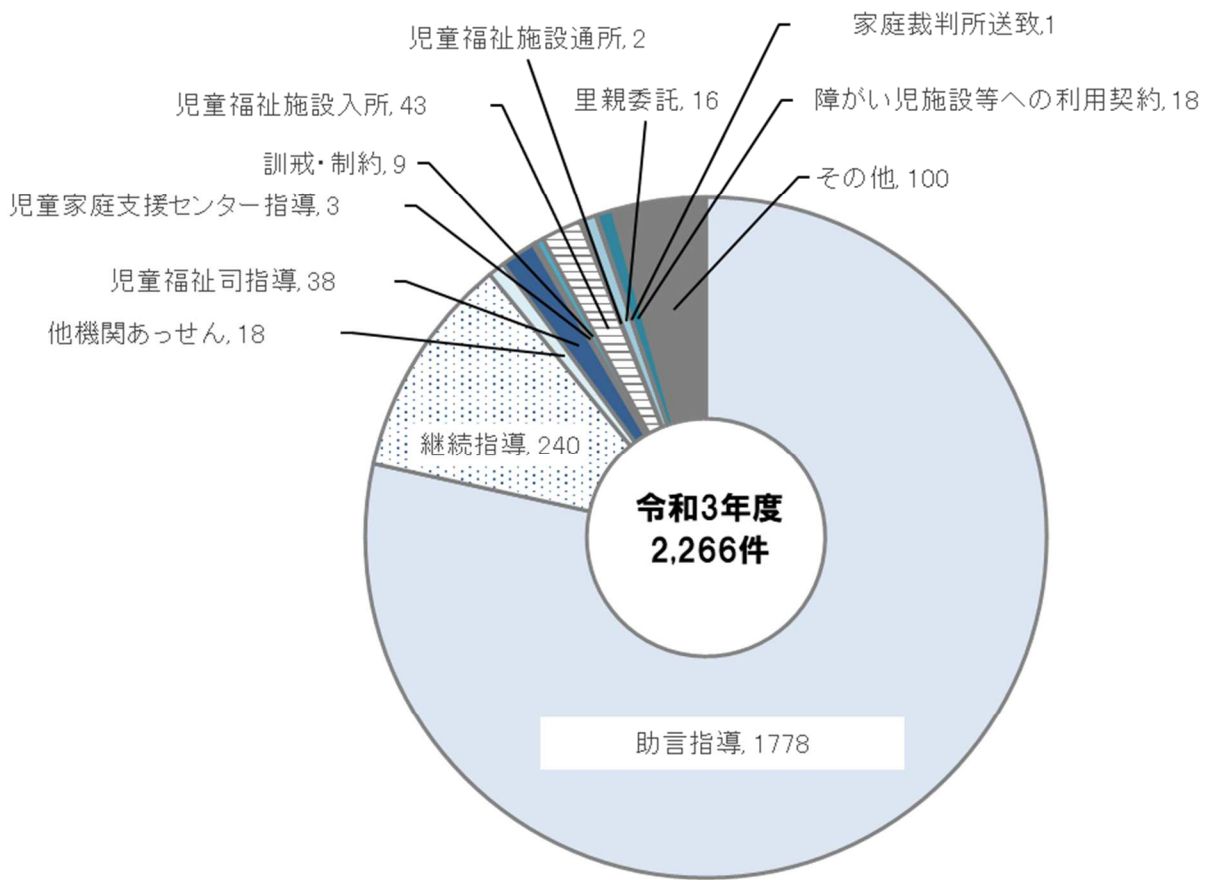
(3) 相談の経路

相談経路は、家庭・親戚からの相談が最も多く、1,003件でした。



(4) 指導・措置の状況

助言指導が 1,778 件で最も多く、次いで継続指導 240 件、児童福祉施設入所 43 件の順となっています。



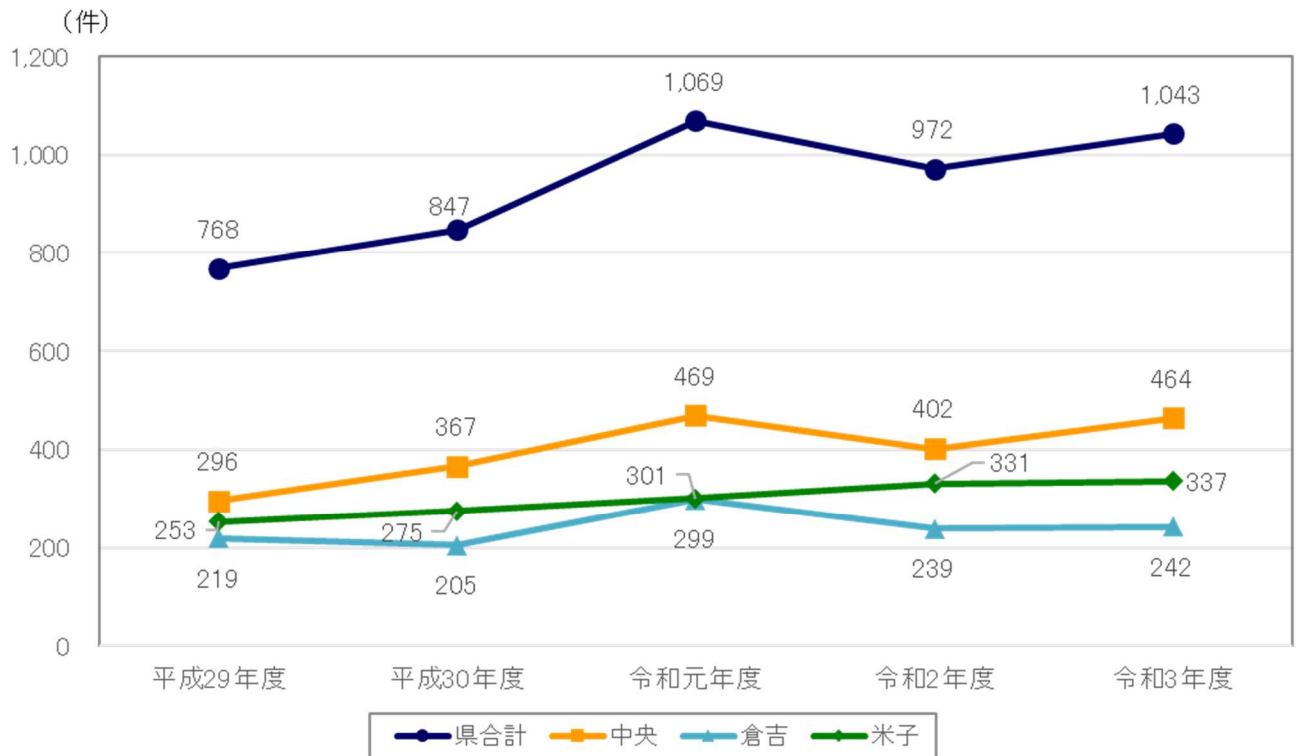
2 各種相談の状況

(1) 養護相談

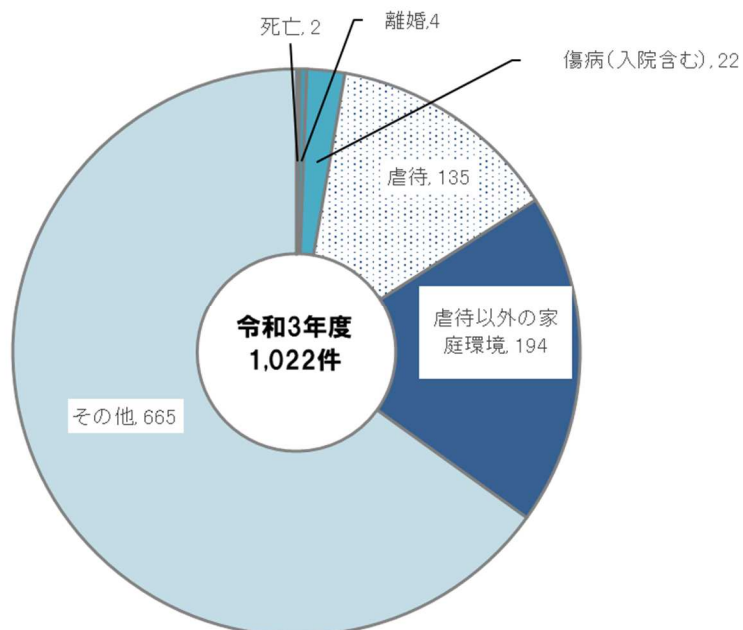
令和3年度の養護相談受付件数は1043件で、相談種別の中で最も多い相談となりました。

令和3年度中に処理をした養護相談の内容は、虐待以外の家庭環境による相談が194件で最も多く、次いで虐待相談が135件となっています。

ア 養護相談推移（受付件数）



イ 養護相談種別（処理件数）

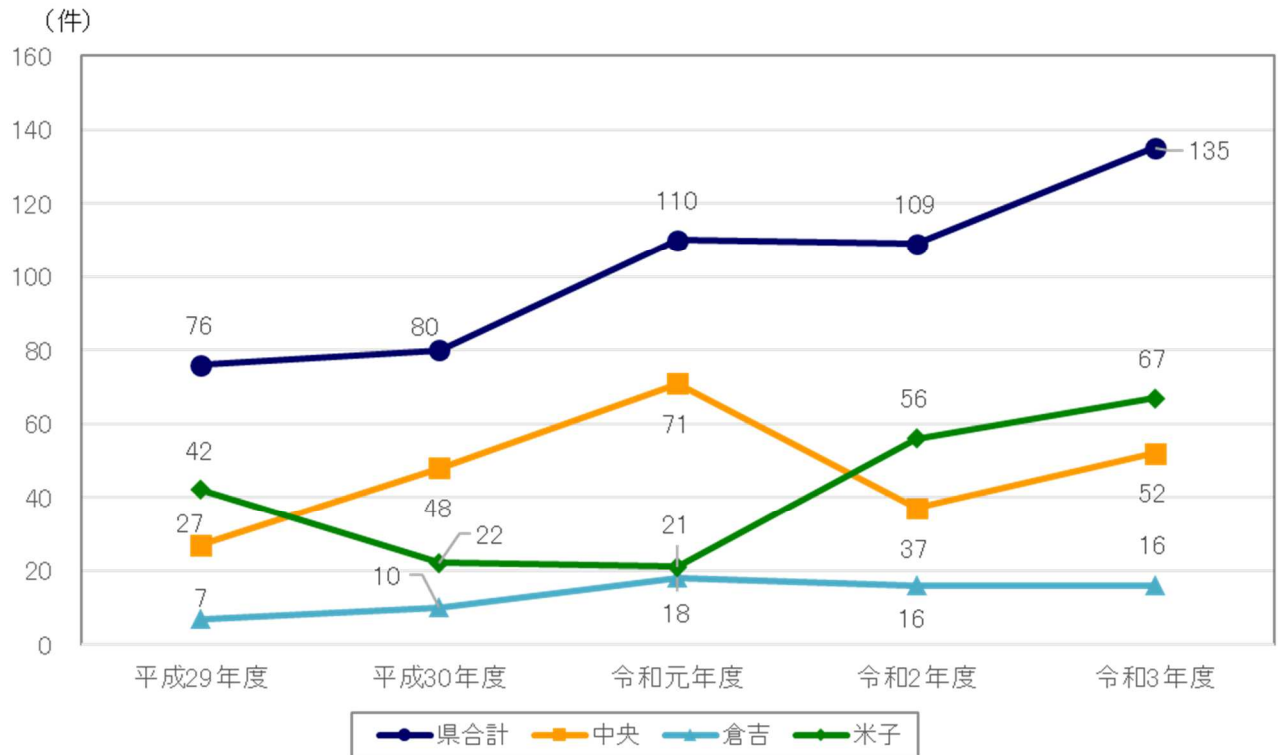


ウ 養護相談のうち児童虐待相談の状況

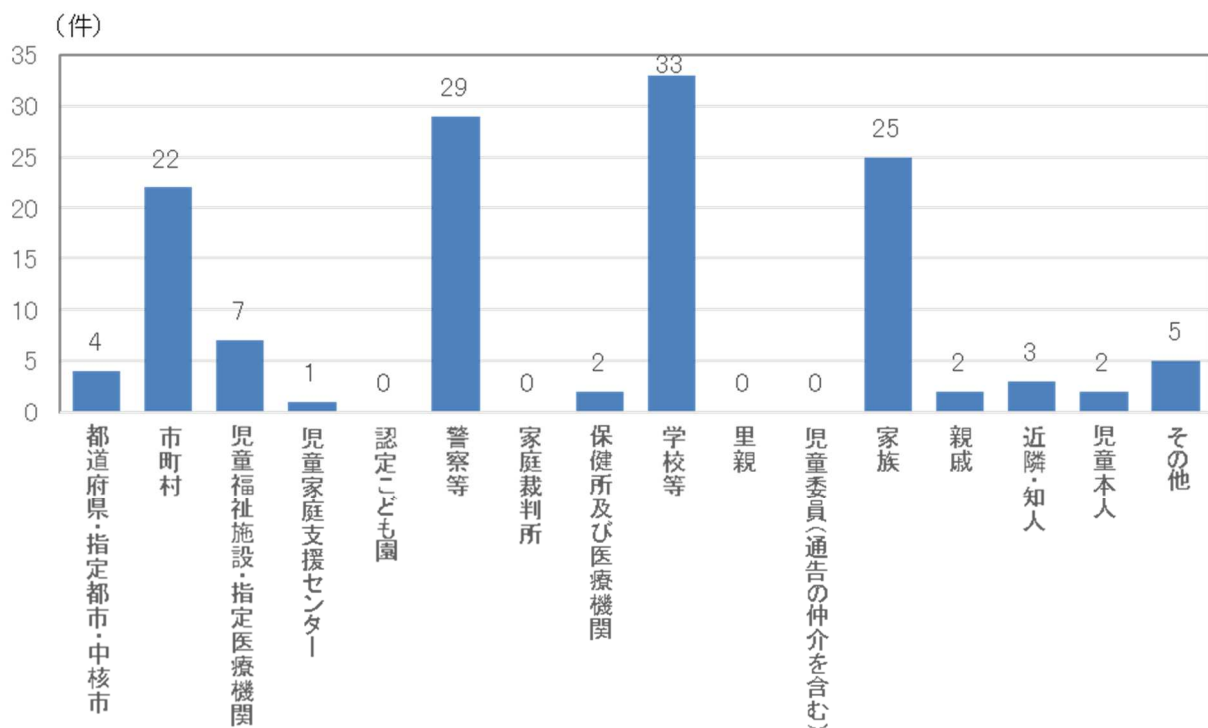
令和3年度の相談件数は135件でした。主な虐待内容は身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となっています。被虐待児の82%は小学生以下の児童で、虐待者は実母が最も多くなっています。

相談に対する処理は、児童福祉施設入所が約8%、面接指導（助言指導、継続指導、他機関あっせん）が全体の約73%となっています。

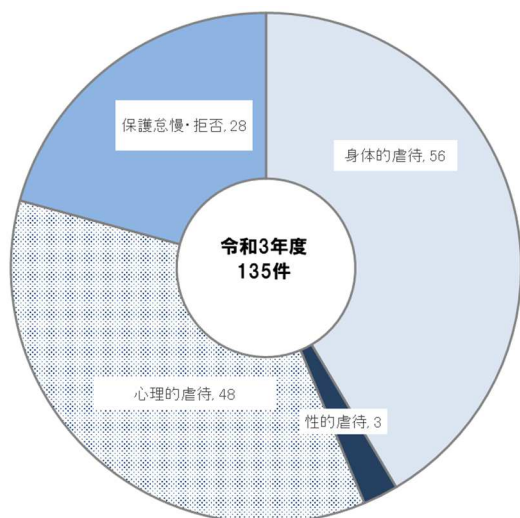
(ア) 虐待相談推移（処理件数）



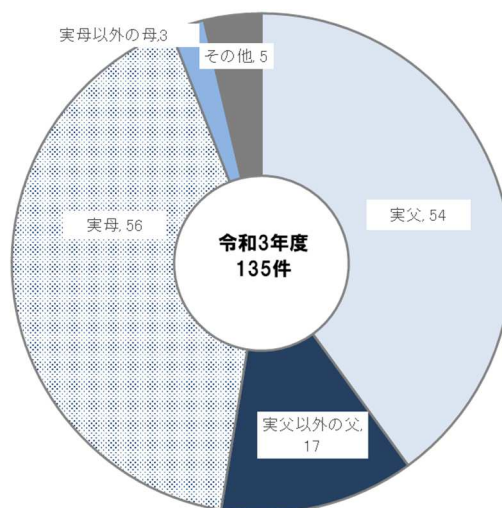
(イ) 経路別相談件数



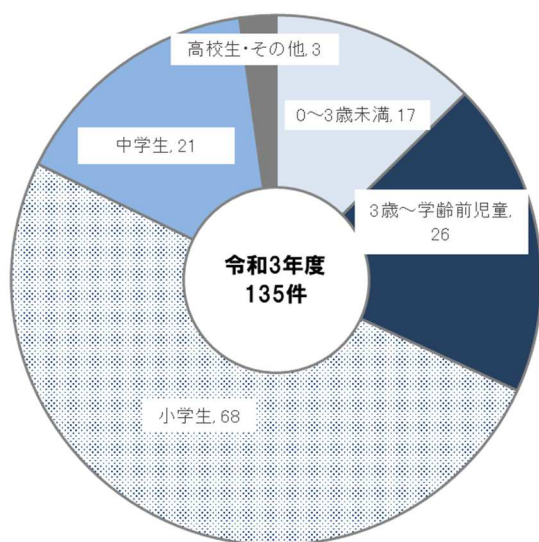
(ウ) 虐待の種別



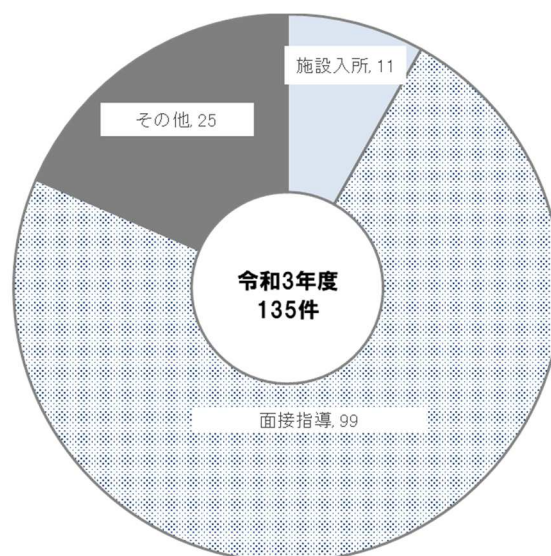
(エ) 主たる虐待者



(オ) 被虐待児の年齢



(カ) 虐待相談処理



(2) 保健相談

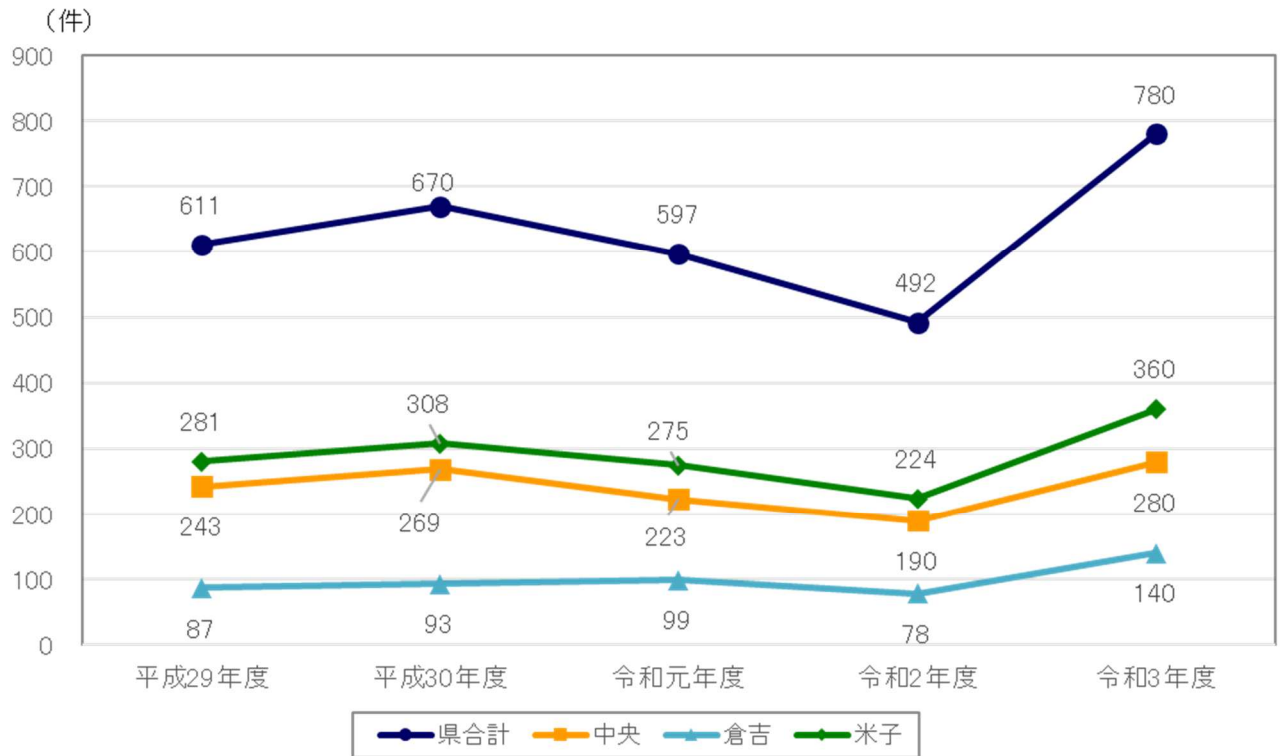
保健相談は身体的に弱いなど、様々な疾患で養育指導上特別の配慮等が必要な児童についての相談です。令和3年度の相談件数は1件でした。

(3) 障がい相談

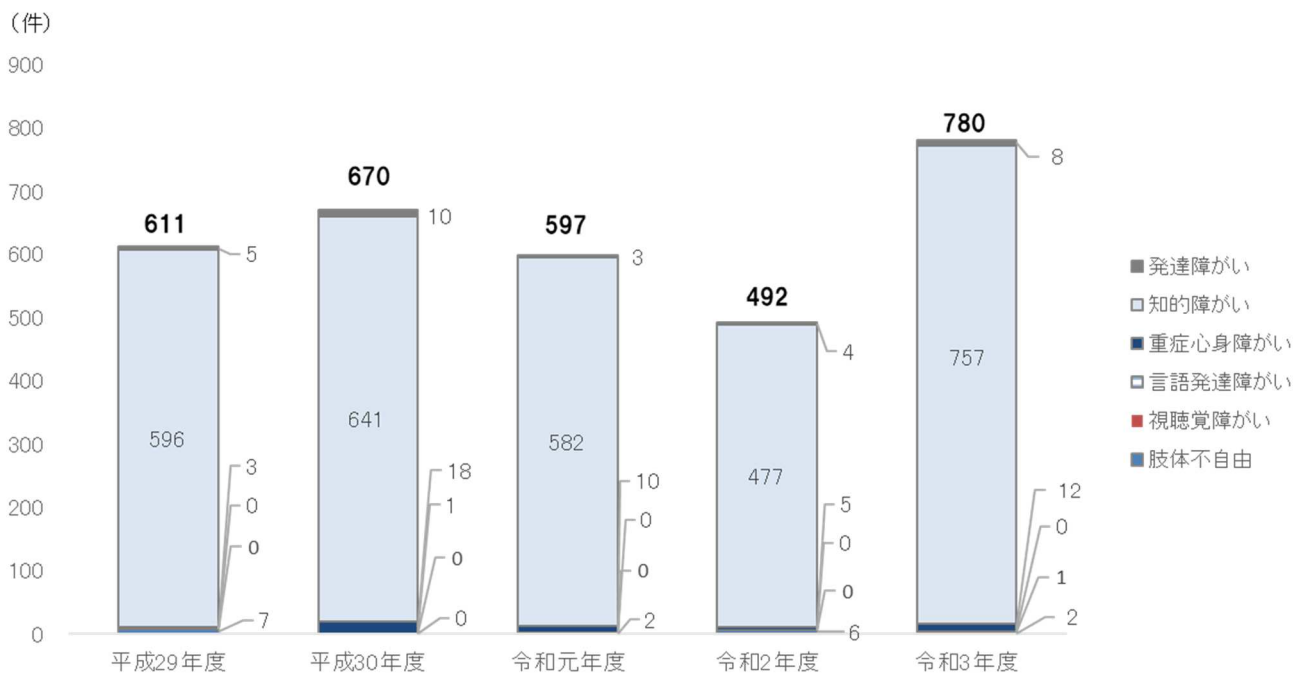
令和3年度の障がい相談は受付件数が780件でした。

障がい相談の内容別では、知的障がい相談が最も多く全体の約97%、次いで重度心身障がい相談となっています。

ア 障がい相談推移



イ 障がい相談種別

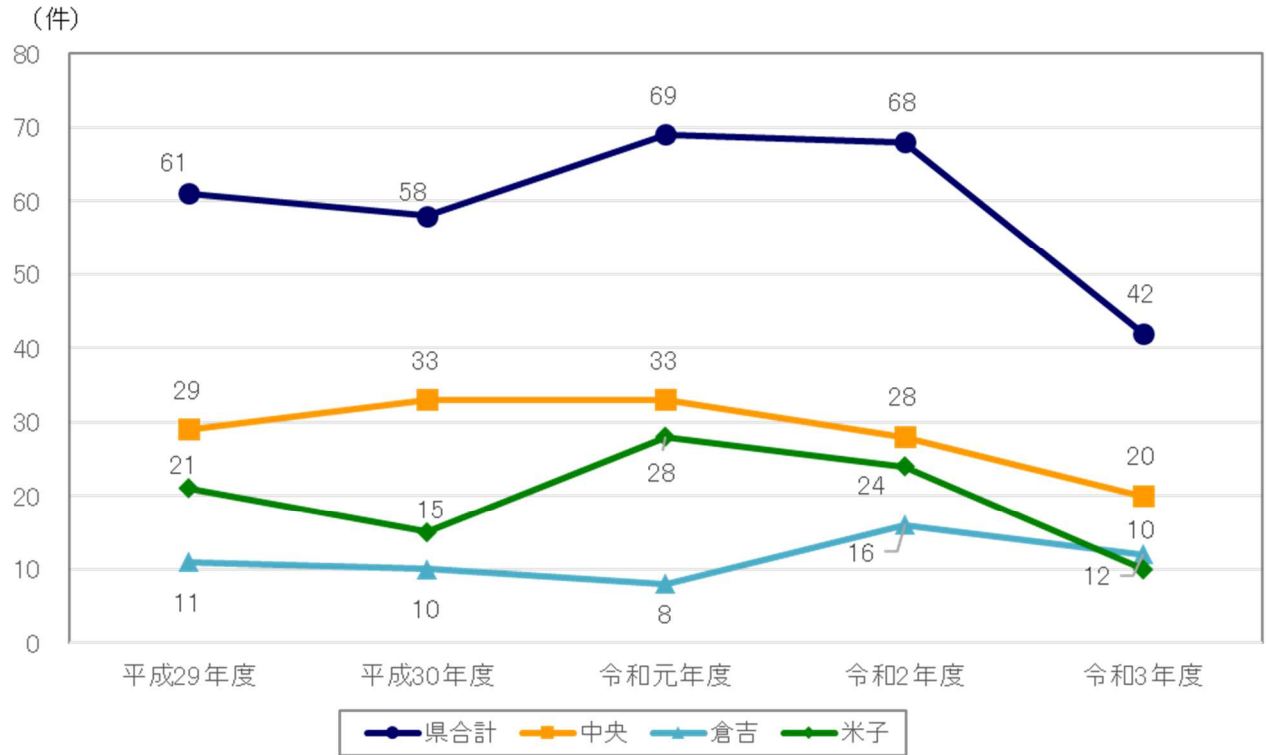


(4) 非行相談

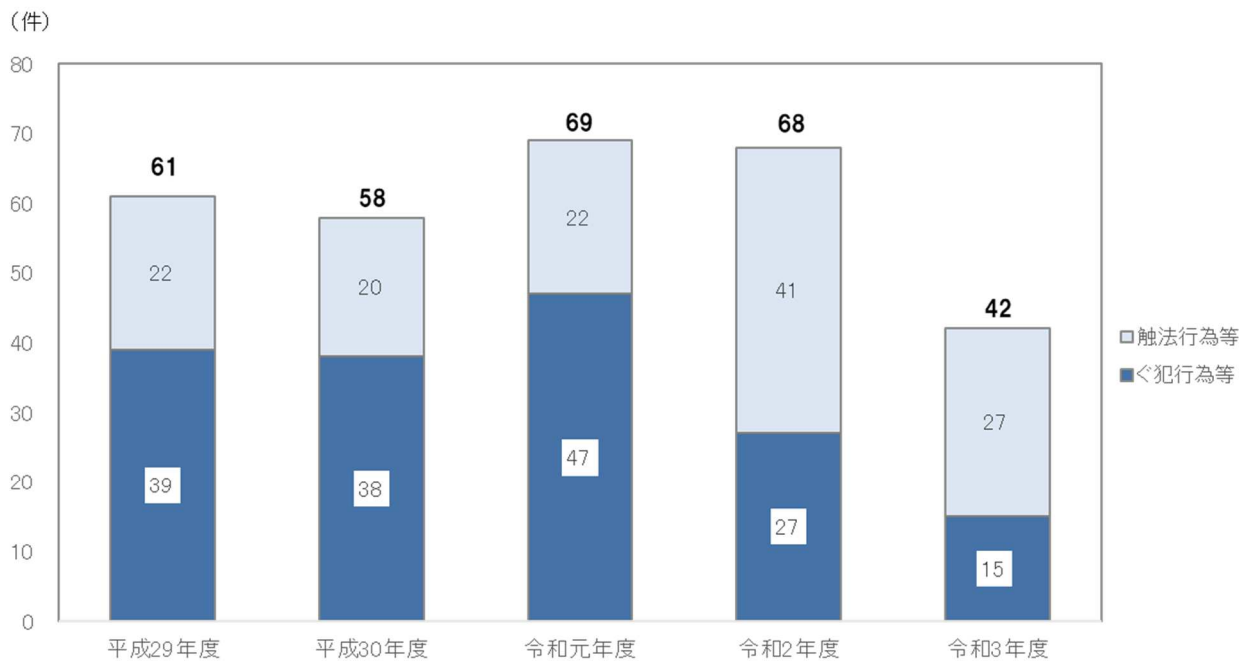
非行相談には、家出、乱暴、不純異性交遊などのぐ犯行為等相談と、窃盗、暴行傷害等により警察や家庭裁判所から通告・送致を受けた児童についての触法行為等相談があります。

令和3年度の相談件数は、非行相談のうちぐ犯行為等相談が約36%、触法行為等相談が約64%となっています。

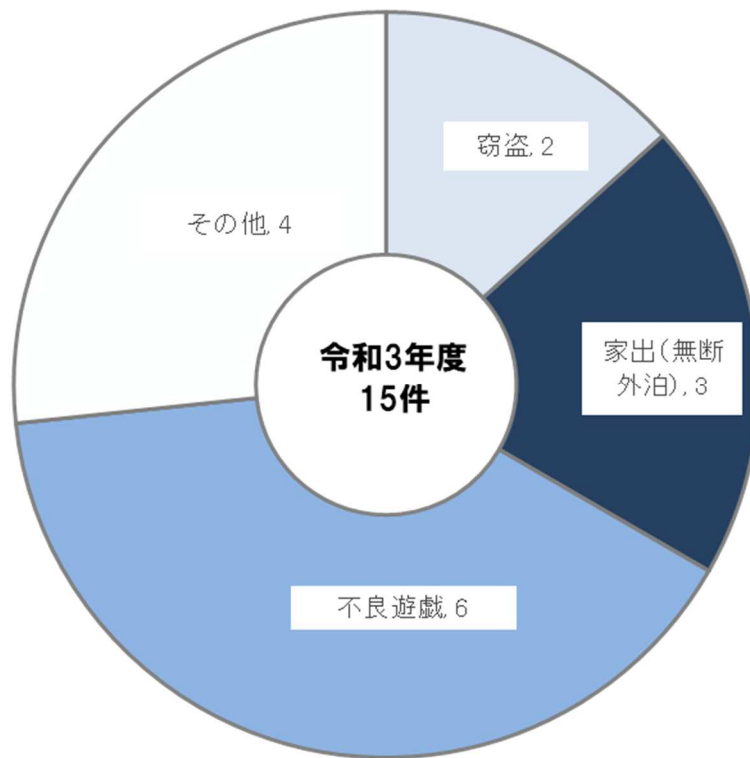
ア 非行相談推移



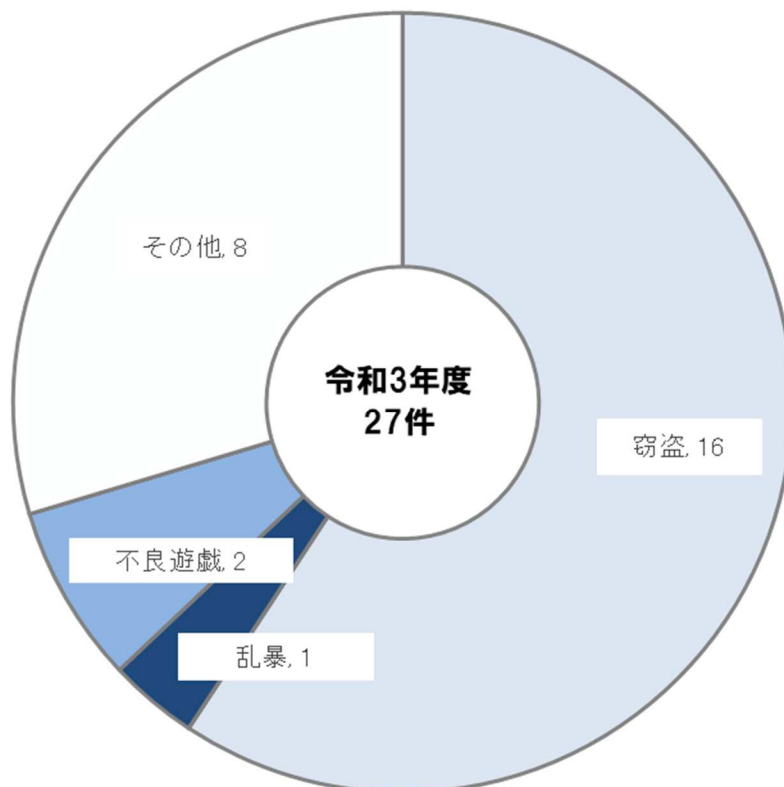
イ 非行相談種別



ウ く犯行為等相談内容



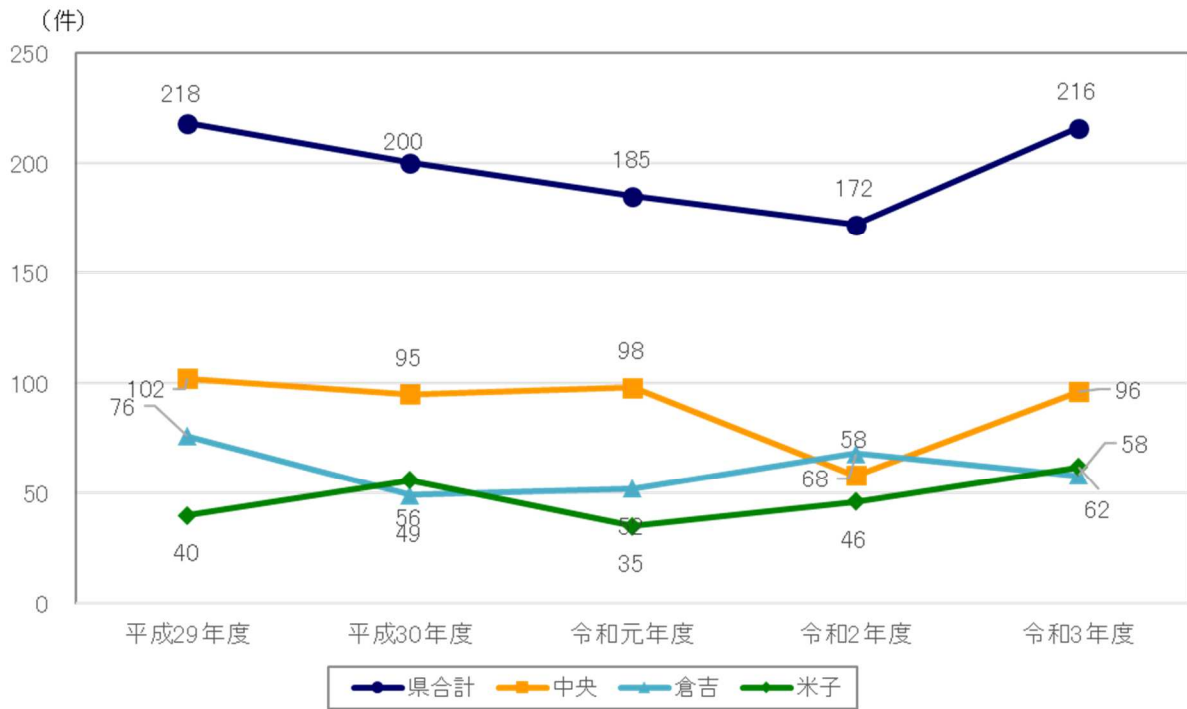
エ 触法行為等相談内容



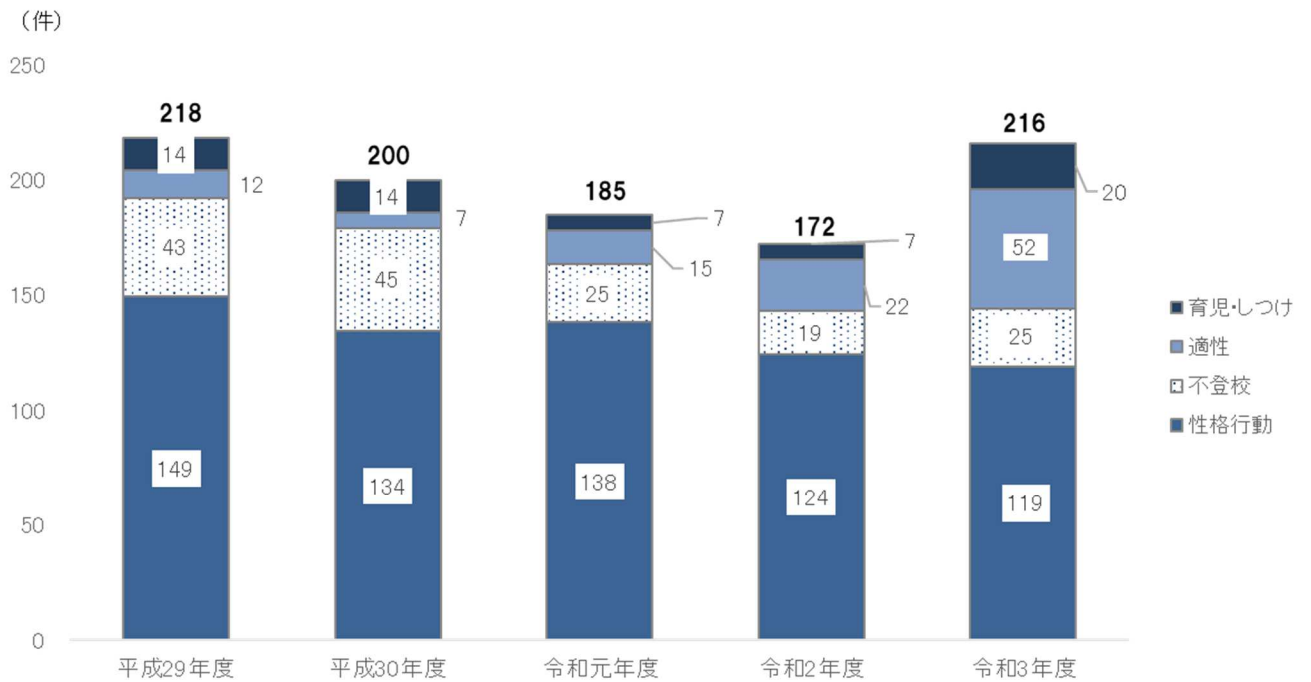
(5) 育成相談

育成相談の種類別では、落ち着きがない、内気等、児童についての性格行動相談が最も多く全体の55%を占め、次いで、適性相談が約24%となっています。

ア 育成相談推移



イ 育成相談種別



Ⅲ 判定業務の概要

判定業務

判定業務には主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた児童や保護者等の心理検査や面接を行っています。そのほか、療育手帳に係る判定や知的障がいに係る特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。

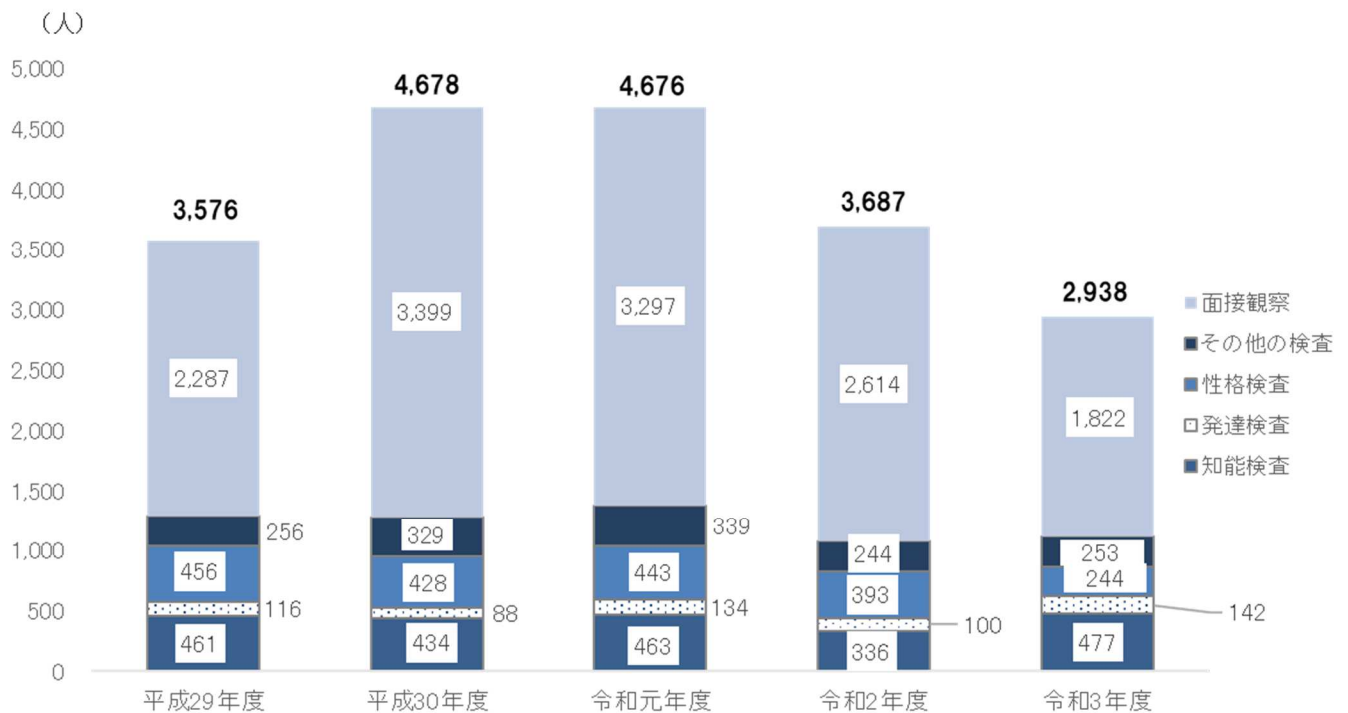
心理診断

相談のあった児童や保護者等について、知能検査、発達検査・面接など心理判定（診断）を行い、児童等の心理的な状況を把握し、援助方針決定の際の判断材料とします。

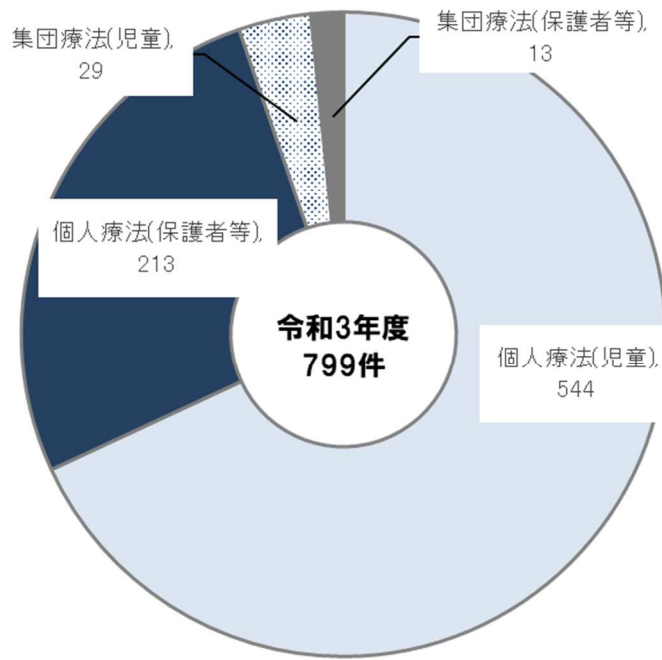
心理療法

心理的なケアが必要な児童や保護者等に対して、遊戯療法やカウンセリングなど個人又は集団による心理療法を行います。

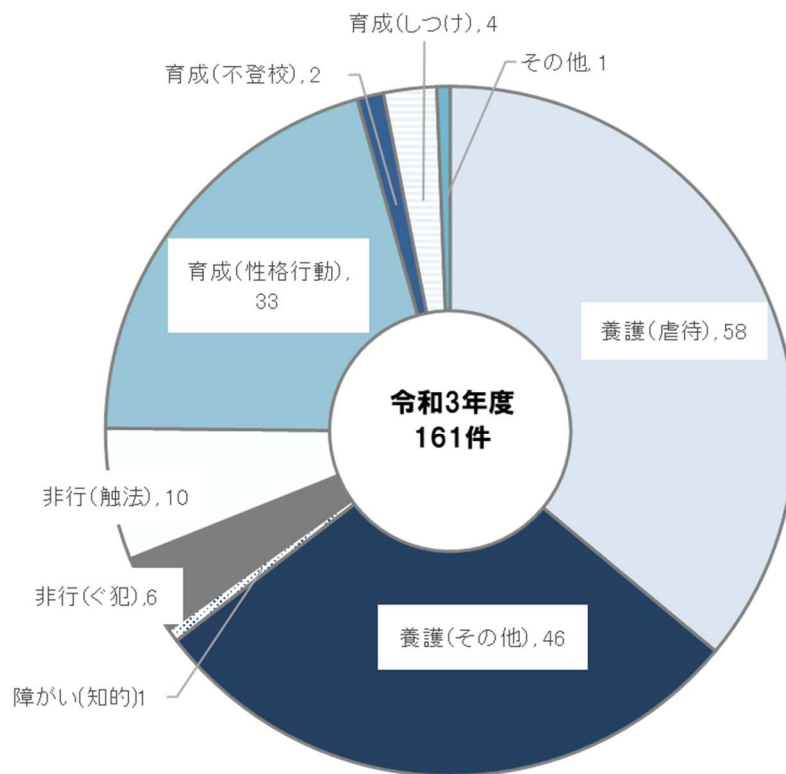
1 心理診断の状況



2 心理療法の状況（延べ件数）



3 心理療法の相談種別（実件数）



4 療育手帳・特別児童扶養手当に係る判定、診断、証明

特別児童扶養手当			療育手帳			その他
診断・判定	証明	計	交付	再判定	計	証明
64	107	171	107	269	376	129

(件)

IV 一時保護業務の概要

一時保護業務

児童相談所では、家庭内での養育困難、家出、被虐待などの児童を、一時保護所での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

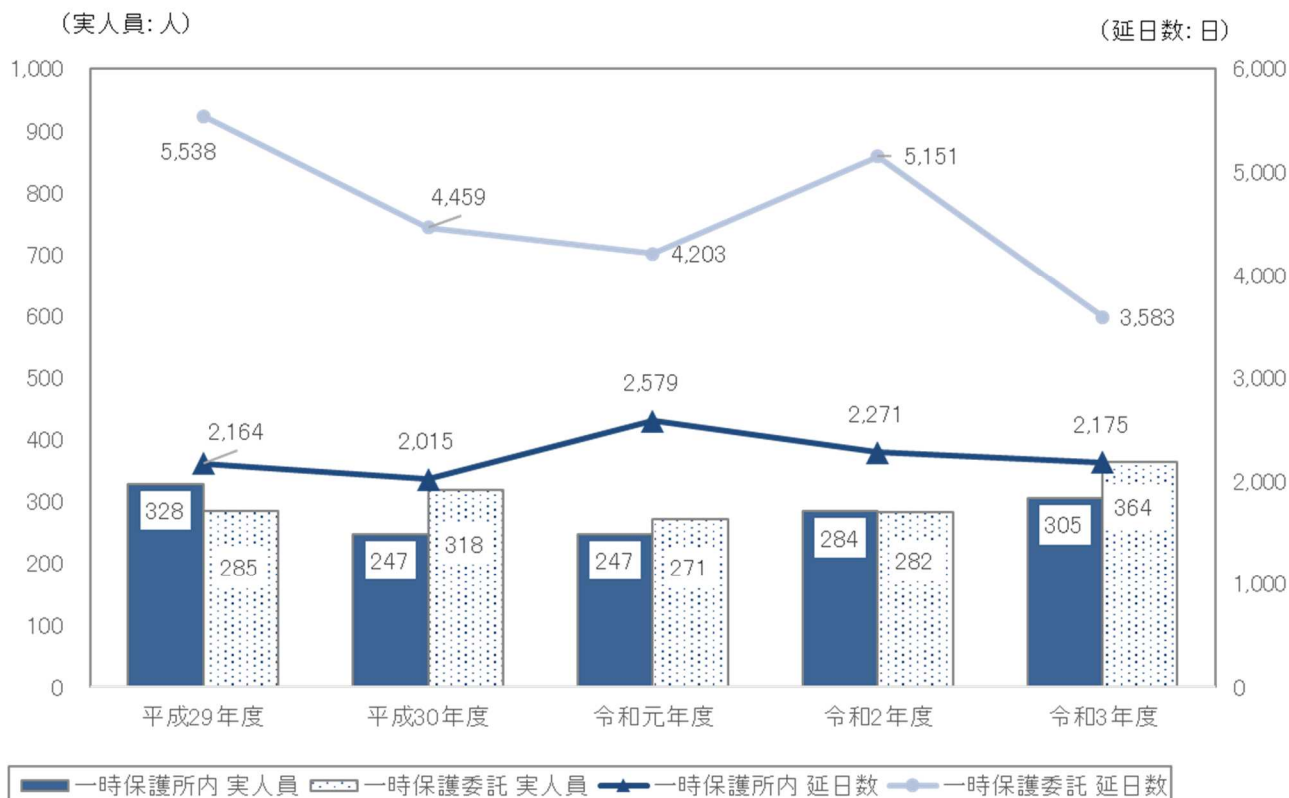
- ・緊急保護…虐待等により児童を家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により児童を保護する必要がある場合
- ・行動観察…適切な援助方針を決めるために、十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合
- ・短期入所指導…短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による処遇が困難又は不相当と判断される場合

一時保護所

一時保護所は、児童相談所に併設されており、保護を必要とする児童を一時的に保護する施設です。一時保護中の児童は、規則正しい生活をして、学習・スポーツ・制作活動・簡単な作業・レクリエーション等を行います。その間に、児童の日常生活における身辺整理、対人関係、学習態度、遊び、興味関心、社会性等の把握に努め、援助方針決定の際の判断材料の一つとし、児童の生活がより良いものとなるよう考えていきます。

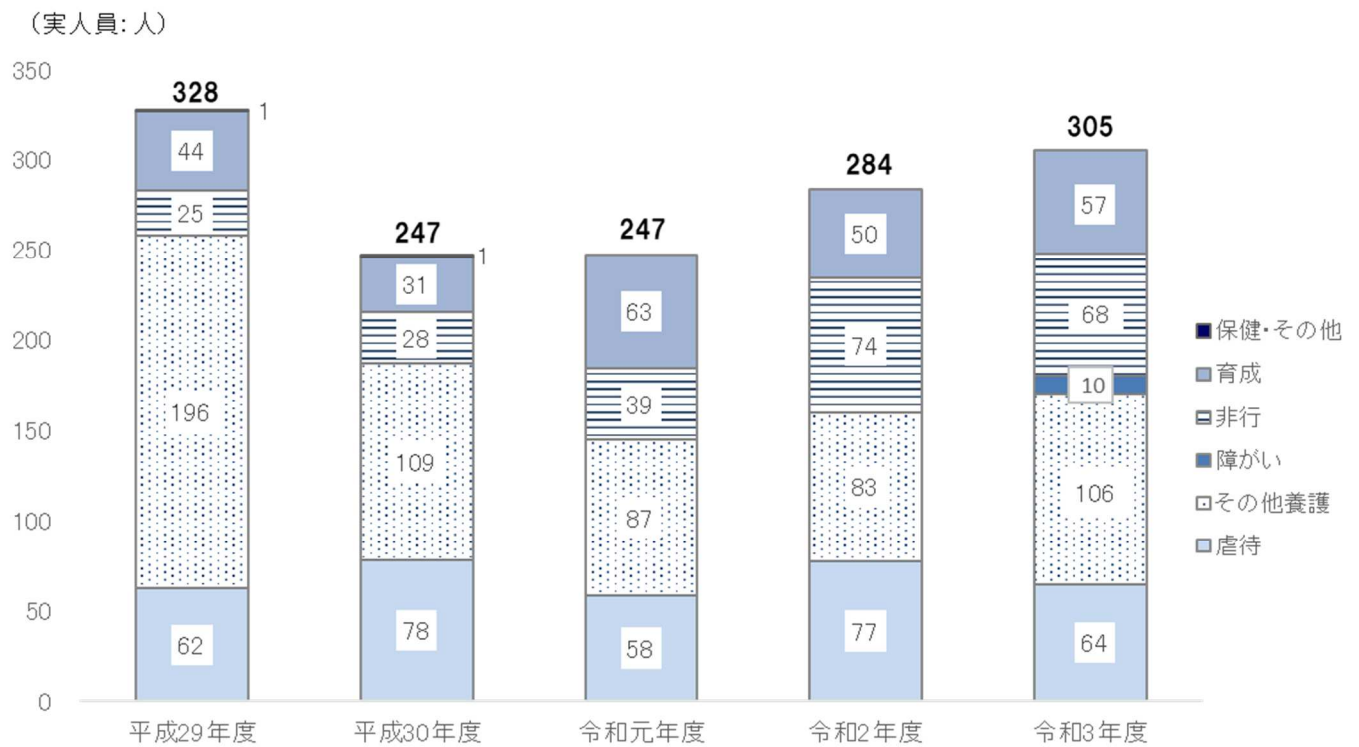
また、一時保護の間、児童の心理的状況を把握するため、必要に応じ判定部門による心理判定も行われます。

1 一時保護児童の人員

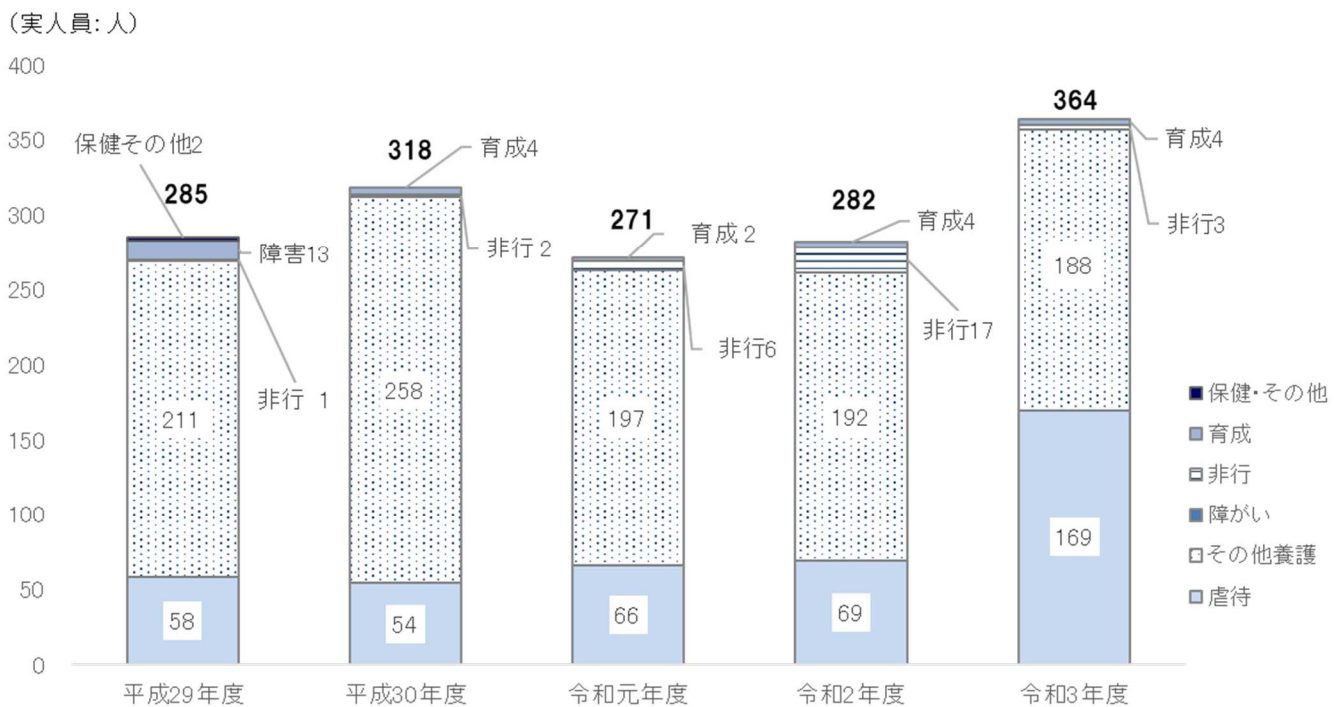


2 一時保護児童の相談種別

(1) 一時保護所内



(2) 児童養護施設等委託



3 年齢別受付件数

(1) 一時保護所内（実人員）

		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
養護	虐待	3	41	19	1	64
	その他	10	32	39	25	106
障がい		0	0	10	0	10
非行		0	59	5	4	68
育成		0	17	35	5	57
保健・その他		0	0	0	0	0
合計		13	149	108	35	305

(2) 児童養護施設等委託（実人員）

		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
養護	虐待	56	114	2	1	173
	その他	96	68	8	18	190
障がい		0	0	0	0	0
非行		0	0	1	2	3
育成		0	0	1	2	3
保健・その他		0	0	0	0	0
合計		152	182	12	23	369

4 一時保護後の処遇

(1) 一時保護所内（実人員）

		児童福祉施設入所	里親	他機関・他児相に移送	帰宅	その他	合計	延べ日数
養護	虐待	6	0	1	46	11	64	660
	その他	9	12	2	65	18	106	1,008
障がい		0	0	0	10	0	10	39
非行		1	0	0	65	3	69	257
育成		1	0	0	55	1	57	211
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0
合計		17	12	3	241	33	306	
延べ日数		573	60	18	897	627		2,175

(2) 児童養護施設等委託（実人員）

		児童福祉施設入所	里親	他機関・他児相に移送	帰宅	その他	合計	延べ日数
養護	虐待	11	3	0	147	8	169	1,035
	その他	13	6	3	141	25	188	2,504
障がい		0	0	0	0	0	0	0
非行		2	0	0	0	1	3	17
育成		2	0	0	1	1	4	27
保健・その他		0	0	0	0	0	0	0
合計		28	9	3	289	35	364	3,583

V 各種事業の状況

1 巡回相談

(1) 育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

(2) 知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

実施状況

	保育所 幼稚園		小学校		中学校		知的障がい		地区出張 相談		心理相談日		計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
計	0	0	0	0	0	0	13	11	0	0	0	0	13	11
中央	0	0	0	0	0	0	7	5	0	0	0	0	7	5
倉吉	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	3
米子	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3	3

2 在宅重症心身障がい児（者）の訪問指導

在宅の重症心身障がい児（者）の家庭での療育指導を強化するために、専門職員として保健師が配置されています。

日常の看護、生活指導や環境改善、関係医療や施設との連絡調整、訪問指導をしています。

3 こども電話相談

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等について保護者、児童等からの相談に児童相談員が応じています。

(1) 相談種別

(件)

区分	養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障害	重症心身障がい	知的障がい	発達障がい	ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
中央	77	0	0	0	0	0	0	0	1	0	15	2	0	1	106	202
倉吉	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	6	35	81
米子	46	1	0	0	0	0	0	0	1	0	13	3	0	8	15	87
計	160	1	0	0	0	0	0	0	2	0	31	5	0	15	156	370

(2) 相談者別

(件)

区分	家族・親戚	本人	その他	計
中央	69	7	126	202
倉吉	24	4	53	81
米子	51	12	24	87
計	144	23	203	370

(3) 処理状況

(件)

区分	電話で助言指導 (来所指示含む)	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
中央	197	0	0	5	202
倉吉	73	0	1	7	81
米子	83	0	3	1	87
計	353	0	4	13	370

4 児童虐待防止対策

(1) 児童虐待防止対策事業（福祉相談センター）

児童虐待が増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

ア 関係機関との連携

- ・東部圏域関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
- ・児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行っています。

イ 市町との連携

- ・各市町が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）の代表者会議、実務者会議、個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
- ・市町別に要対協の実務者会議において、市町児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図っています。

ウ 鳥取県弁護士会との連携

児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、保護者等が拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういった事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、弁護士の協力を得て適切な法的解決を図っています。

エ 出前相談（虐待等に関する講演等）

地域住民、民生児童委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行っています。

(2) 児童相談所職員研修

ア 新規採用職員及び新任職員研修

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に主に児童相談所の業務や児童相談所運営指針についての研修を行っています。

イ とり〇(まる)子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座

児童相談所職員を対象に行いました。

(実施回数9回、実参加人員9人、延べ参加人員27人)

※とり〇(まる)子育て～親子関係が良くなる言葉かけ～講座：暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指す養育プログラム。

5 その他の事業

(1) 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業(福祉相談センター)

〔目的〕近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図るとともに、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕(1) 保護者等

児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等、子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている方。

(2) 児童

前項の保護者等が監護する児童。

〔実績〕

	回数	実人員	延人員
① とり〇(まる)子育て一般グループ講座	0	0	0
② とり〇(まる)子育て個別講座	22	5	37
③ とり〇(まる)子育て施設職員講座(フォローアップを含む)	23	21	105
④ ちはっさく個別講座	7	6	13
⑤ とり〇(まる)子育てフォローアップグループ	3	5	10
⑥ 小学校児童グループセカンドステップ	13	11	141
⑦ セカンドステップ個別講座	7	1	7
⑧ コンカレントプログラム	0	0	0
⑨ 一時保護児童被害予防心理教育	5	8	8
⑩ 性問題行動治療教育個別プログラム	4	1	4
⑪ アンガーマネジメント個別プログラム	3	1	3

※セカンドステップ：子どもがさまざまな場面で自分の感情を言葉で表現し、対人関係や問題を解決する能力と怒りや衝動をコントロールできるよう社会的スキルを身につけるためのプログラム。

※⑧コンカレントプログラムはコロナ感染症の蔓延に伴い、開催を自粛した。

(2) 虐待を受けた子どもへの支援事業<通称ボンジュール> (倉吉児童相談所)

〔目的〕虐待あるいは不適切な養育を受けたことにより、社会不適応を起こしている子どもに対して、子ども自身が暴力に頼らない問題解決方法を学び、子どもを支援する側も暴力を用いない方法を学ぶことで、子どもが安心して、家庭や学校、施設で適応して生活できることを目的としています。

〔対象者〕継続指導、児童福祉司指導、施設入所中の子どもとその支援者・保護者

〔実績〕

◎子ども支援：児童養護施設に入所中の低学年の子どもを対象に、セカンドステップ（円滑な人間関係や、社会への適応力を体験的に学び、身につけていく教育的プログラム）実施
→対象児童がおらず、実施していない。

◎子ども支援：自然との触れ合いを通して、楽しい体験や助け合うことの大切さを学ぶ活動を計画。

日 時	5月14日、5月25日、6月6日、6月13日、6月15日
場 所	赤碕港、橋津川河口西岸
内 容	釣りなどの野外活動を通して、指示に従うなどの社会スキルを学習

◎支援者・保護者支援：とり〇子育て～「親子関係がよくなる言葉かけ」(子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的にしつけられるスキルの体得を経験的に学習するプログラム)を実施しました。

種別	参加人数	備 考 (主な対象者等)
支援者1回目	10名	児童福祉施設関係
支援者2回目	8名	児童相談所新規職員(夜間指導員)
保 護 者	13名	個別に実施

(3) 児童虐待防止支援事業 (要保護児童を守る地域づくりの推進と人材育成)

〔目的〕近年児童相談所が対応する事例が増加する中で、事例の複雑性、困難性が増している。児童虐待の事例では、心理的ケアの必要性が高く、的確な見立てとともに個々の子どもの状態に応じた心理療法等の支援を行っていく必要があり、高い専門性が必要とされる。また、相談事例の中には、発達障がい(疑いも含む)を有する児童も多くケースの見立てや対応に苦慮する現状がある。そのため、心理領域や発達障がいについて専門的な助言者を招き、事例検討を実施することで、事例の見立てや支援内容等について学び、児童心理司として必要な知識や対応スキルの向上を図ることを目的とする。

〔事業の実施状況〕

- ・実施回数：1回
- ・実施状況：実人員(18名)
- ・開催時間：10時00分～11時30分
- ・助 言 者：鳥取大学医学部大学院医学系研究科教授 井上 雅彦氏
- ・受 講 者：県内3児童相談所児童心理司、児童福祉司、児童福祉施設職員

6 里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない児童を、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の児童を養育することを希望する方で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、児童の里親委託などを行っています。

里親には「養育里親」「親族里親」「養子縁組里親」「専門里親」の4種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた児童に対してより専門的な技術・知識をもって養育を行う里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成16年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活する「家庭生活体験事業」を実施しており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、都道府県の委託を受け、養育者の住居を利用して児童の養育を行うものです。家庭的な環境の下で、養育者の家庭を構成する一員として交流を行い、児童の自主性を尊重し自立を支援することを目的としています。

（1）里親登録状況

区分	R2 年度末登録数 (R3.3.31 現在) a	年度内		R3 年度末登録数 (R4.3.31 現在) a+b-c
		新規登録 b	登録解除 c	
養育里親	79	6	1	84
専門里親	11	0	0	11
親族里親	9	3	0	12
養子縁組里親	29	3	2	30

（2）児童の里親委託状況

区分	R2 年度 末委 託児 童数	新規・措置変更			措置解除・措置変更									R3 年度 末委 託児 童数	
		児童福祉施設	家庭からの受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	児童福祉施設 に入所	他の里親に委託	その他		
里親委託児童数	50	5	5	1	2	0	4	0	0	2	3	0	2	48	
内訳	養育里親	33	5	0	0	1	0	2	0	0	1	3	0	1	30
	専門里親	4	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	2
	親族里親	13	0	5	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	16
	養子縁組里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 委託児童年齡

区分		0歳	1～6歳	7歳以上	計
里親委託児童数		0	3	45	48
内訳	養育里親	0	2	28	30
	専門里親	0	0	2	2
	親族里親	0	1	15	16
	養子縁組里親	0	0	0	0

VI 統計資料

1 経路別相談受付件数

相談区分		都道府県				市町村				療機・指定医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親 (通告の仲介を含む)	児童委員 家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計	再掲					
		児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等							措置変更	期間延長	巡回相談	電話相談		
児童相談	男	中央	7	0	0	4	8	1	1	75	3	6	0	0	0	71	6	2	6	0	27	2	1	0	254	34	8	51	567	4	4	3	110
		倉吉	19	28	0	0	14	0	0	24	0	9	0	0	0	31	1	0	1	0	15	1	2	0	113	7	5	9	279	3	5	1	37
		米子	9	52	0	1	15	0	1	9	0	12	0	1	1	19	0	0	5	2	13	0	2	0	221	30	20	6	419	5	6	2	51
		計	35	80	0	5	37	1	2	108	3	27	0	1	1	121	7	2	12	2	55	3	5	0	588	71	33	66	1265	12	15	6	198
	女	中央	13	0	0	2	3	1	2	69	3	14	0	0	0	44	4	1	4	0	49	1	0	0	149	27	8	34	428	2	7	4	92
		倉吉	11	18	0	0	6	2	0	25	2	5	0	0	0	19	1	0	4	0	15	2	0	0	78	6	2	19	215	2	1	2	44
		米子	11	26	1	1	27	0	0	6	0	7	0	3	0	20	0	0	5	0	24	0	2	0	188	25	30	5	381	5	9	1	36
		計	35	44	1	3	36	3	2	100	5	26	0	3	0	83	5	1	13	0	88	3	2	0	415	58	40	58	1024	9	17	7	172
中央		20	0	0	6	11	2	3	144	6	20	0	0	0	115	10	3	10	0	76	3	1	0	403	61	16	85	995	6	11	7	202	
倉吉		30	46	0	0	20	2	0	49	2	14	0	0	0	50	2	0	5	0	30	3	2	0	191	13	7	28	494	5	6	3	81	
米子		20	78	1	2	42	0	1	15	0	19	0	4	1	39	0	0	10	2	37	0	4	0	409	55	50	11	800	10	15	3	87	
計		70	124	1	8	73	4	4	208	8	53	0	4	1	204	12	3	25	2	143	6	7	0	1,003	129	73	124	2,289	21	32	13	370	

2 相談処理件数

相談区分		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒、誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致27条の1の4	障がい児施設等への利用契約	その他	合計	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	家庭裁判所送致27条の3	通所							
養護	児童虐待	中央	10	23	0	5	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	6	52
		倉吉	2	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	16
		米子	11	45	3	5	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	67
		計	23	73	3	12	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	13	135
	その他	中央	304	51	7	10	0	0	0	0	0	4	0	0	0	5	0	0	20	401	
		倉吉	162	29	1	1	0	0	0	0	0	9	0	0	0	8	0	0	10	220	
		米子	176	41	2	6	0	2	0	0	0	14	0	1	0	3	0	0	21	266	
計	642	121	10	17	0	2	0	0	0	0	27	0	1	0	16	0	0	51	887		
保健	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	米子	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
障がい	肢体不自由	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		米子	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		計	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	視聴覚障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	言語発達障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
知的障がい	中央	270	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	273	
	倉吉	130	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	134	
	米子	351	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	354	
	計	751	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8	0	761	
発達障がい	中央	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	倉吉	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
	米子	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	計	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	

相談区分		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所送致又は通知	訓戒、誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	27条の1の4 家庭裁判所送致	契約 障がい児施設等への利用	その他	合計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	家庭裁判所送致27条の3	通所						
非行	＜犯行為＞	中央	6	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
		倉吉	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		米子	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		計	8	5	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
	触法行為	中央	0	0	0	3	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	9
		倉吉	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	2	8
		米子	1	1	1	2	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	8
		計	2	1	1	7	0	0	0	0	9	2	1	0	0	0	1	0	2	25
育成	性格行動	中央	45	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	55
		倉吉	17	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	31
		米子	16	11	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	30
		計	78	29	1	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	5	116
	不登校	中央	11	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14
		倉吉	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		米子	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		計	17	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23
	適性	中央	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
		倉吉	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
		米子	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
		計	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49
	しつけ	中央	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		倉吉	8	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
		米子	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		計	16	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
その他	中央	122	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	137	
	倉吉	34	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	45	
	米子	25	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	31	
	計	181	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	213	
中央		794	86	7	20	0	1	0	0	0	5	13	0	1	0	5	0	6	42	980
倉吉		370	52	3	5	0	0	0	0	0	2	10	0	0	8	1	3	31	485	
米子		614	102	8	13	0	2	0	0	0	2	20	1	1	0	3	0	9	27	801
計		1,778	240	18	38	0	3	0	0	0	9	43	1	2	0	16	1	18	100	2,266

3 年齢区分別・相談受付件数

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計	
養護	児童虐待	中央	1	1	1	4	1	4	7	6	4	4	3	2	2	3	6	1	0	1	0	51
		倉吉	0	1	0	0	0	0	4	2	2	1	0	4	0	2	0	0	0	0	0	16
		米子	4	3	2	4	2	6	5	6	7	10	3	3	2	4	4	1	1	0	0	67
		計	5	5	3	8	3	10	16	14	13	15	6	9	4	9	10	2	1	1	0	134
	その他	中央	23	17	20	19	22	17	47	35	21	21	25	29	19	19	17	21	18	23	0	413
		倉吉	20	15	15	10	14	14	19	14	6	20	7	11	14	7	12	6	5	14	3	226
		米子	10	15	17	16	15	13	17	16	16	18	10	17	8	16	12	10	8	24	12	270
		計	53	47	52	45	51	44	83	65	43	59	42	57	41	42	41	37	31	61	15	909
保健	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
障がい	肢体不自由	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
	視聴覚障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	言語発達障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3
		倉吉	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	1	1	2	7
		計	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	1	3	1	2	12
	知的障がい	中央	0	0	5	9	3	8	21	18	17	13	15	15	15	21	26	17	22	40	9	274
		倉吉	0	0	1	0	2	2	4	3	6	10	4	2	6	16	8	7	19	12	32	134
		米子	0	0	8	10	7	24	11	17	22	14	5	26	19	24	23	33	46	31	29	349
		計	0	0	14	19	12	34	36	38	45	37	24	43	40	61	57	57	87	83	70	757
発達障がい	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	
	倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	3	
	米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	3	0	8	

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳 以上	合 計	
非 行	ぐ 犯 行 為	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4	1	4	0	0	10	
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	3
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	4	1	4	2	0	15
	触 法 行 為	中央	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	3	0	2	0	0	0	0	0	10
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	1	2	1	1	0	0	0	10
		米子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	0	2	0	0	0	0	0	0	7
		計	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4	7	5	3	4	1	1	0	0	0	27
育 成	性 格 行 動	中央	0	0	0	0	0	0	2	2	2	5	6	6	5	13	9	0	1	4	0	55
		倉吉	0	0	0	0	0	0	4	3	1	2	3	2	3	3	5	2	2	1	2	33
		米子	0	0	0	0	0	0	2	3	1	4	1	4	5	1	4	2	3	1	0	31
		計	0	0	0	0	0	0	8	8	4	11	10	12	13	17	18	4	6	6	2	119
	不 登 校	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	8	2	1	0	0	0	15
		倉吉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	4
		米子	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	2	1	0	0	0	0	6
		計	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1	3	3	10	3	2	0	0	0	25
	適 性	中央	0	0	0	1	0	1	1	1	3	1	2	2	0	4	2	1	1	4	1	25
		倉吉	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	1	0	2	2	0	0	10
		米子	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0	0	6	2	3	1	0	17
		計	0	0	0	1	0	2	4	1	5	1	3	5	0	5	8	5	6	5	1	52
	育 児 ・ し つ け	中央	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		倉吉	0	1	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	3	11
		米子	1	1	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	8
		計	1	2	2	1	2	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	1	2	3	20
そ の 他	中央	1	3	1	1	0	8	11	6	4	3	11	1	6	4	13	7	7	11	37	135	
	倉吉	2	1	0	0	0	0	2	1	2	0	2	0	0	0	2	3	2	7	18	42	
	米子	0	0	0	0	3	0	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	23	30	
	計	3	4	1	1	3	8	14	8	6	3	14	1	7	4	15	10	9	18	78	207	
中 央		25	21	28	34	26	38	90	68	54	49	63	60	50	74	79	50	55	84	47	995	
倉 吉		22	18	17	11	17	16	38	23	19	34	18	23	26	32	29	22	32	39	58	494	
米 子		15	19	28	30	28	44	36	44	48	47	27	56	39	47	51	50	64	61	66	800	
計		62	58	73	75	71	98	164	135	121	130	108	139	115	153	159	122	151	184	171	2,289	

4 児童虐待相談状況（処理件数）

（1）虐待件数推移

（件）

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
中央	35	85	30	34	35	27	48	71	37	52
倉吉	9	16	4	12	2	7	10	18	16	16
米子	59	54	48	41	47	42	22	21	56	67
計	103	155	82	87	84	76	80	110	109	135
全国	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	(速報値)

（2）虐待経路別相談件数

（件）

区分		総数	市・中核市	都道府県・指定都市	市町村	児童福祉施設・指定医療機関	児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関	学校等	里親	児童委員（通告の仲介を含む）
令和3年度	中央	52	0	8	2	0	0	13	0	1	14	0	0	0
	倉吉	16	0	0	2	0	0	2	0	0	4	0	0	0
	米子	67	4	14	3	1	0	14	0	1	15	0	0	0
	県計	135	4	22	7	1	0	29	0	2	33	0	0	0
鳥取県（令和2年度）		109	6	13	6	0	3	9	0	8	31	0	0	0
増減数		26	△2	9	1	1	△3	20	0	△6	2	0	0	0

区分		家族						親戚	近隣・知人	児童本人	その他
		虐待者本人			虐待者以外						
		父親	母親	その他	父親	母親	その他				
令和3年度	中央	1	4	0	0	4	0	2	1	1	1
	倉吉	0	0	0	1	0	3	2	1	0	1
	米子	2	2	0	0	4	2	0	1	1	3
	県計	3	6	0	1	8	5	4	3	2	5
鳥取県（令和2年度）		0	3	0	1	2	5	3	11	3	5
増減数		3	3	0	0	6	0	1	△8	△1	0

(3) 虐待の内容別相談件数

(件)

区分		総数	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
令和3年度	中央	52	30	6	0	16
	倉吉	16	8	0	0	8
	米子	67	18	22	3	24
	県計	135	56	28	3	48
鳥取県(令和2年度)		109	42	26	6	35
増減数		26	14	2	△3	13

(4) 主たる虐待者

(件)

区分		総数	父		母		その他
			実父	実父以外	実母	実母以外	
令和3年度	中央	52	26	7	17	0	2
	倉吉	16	4	3	8	0	1
	米子	67	24	7	31	3	2
	県計	135	54	17	56	3	5
鳥取県(令和2年度)		109	39	19	49	0	2
増減数		26	15	△2	7	3	3

(5) 被虐待児童の年齢構成

(件)

区分		総数	3歳未満	3歳～ 学齢前児童	小学生	中学生	高校生・ その他
令和3年度	中央	52	8	9	24	10	1
	倉吉	16	1	3	10	2	0
	米子	67	8	14	34	9	2
	県計	135	17	26	68	21	3
鳥取県(令和2年度)		109	14	28	44	18	5
増減数		26	3	△2	24	3	△2

(6) 虐待相談の処理種類別内訳

(件)

区分		総数	施設入所	里親委託	面接指導	その他
令和3年度	中央	52	8	0	33	11
	倉吉	16	0	0	7	9
	米子	67	3	0	59	5
	県計	135	11	0	99	25
鳥取県(令和2年度)		109	22	1	71	15
増減数		26	△11	△1	28	10

5 調査、判定及び心理療法、カウンセリング状況

		調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等			
			診察・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	心理判定員等	児童福祉司等	その他の所員
児童	中央	2,423	14	0	8	171	79	122	64	264	0	0	415	0	0
	倉吉	1,479	43	0	0	104	6	69	15	146	0	0	106	3	0
	米子	3,173	53	0	0	202	54	52	170	183	3	0	197	0	0
	計	7,075	110	0	8	477	139	243	249	593	3	0	718	3	0
保護者	中央	5,490	13	0	0	0	0	0	0	332	1	0	159	0	0
	倉吉	3,500	40	0	0	0	0	0	0	252	0	0	53	0	0
	米子	4,508	12	0	0	0	0	0	2	247	1	0	75	0	0
	計	13,498	65	0	0	0	0	0	2	831	2	0	287	0	0
その他	中央	11,117	6	0	0	0	0	0	0	38	6	0	50	0	0
	倉吉	6,192	0	0	0	0	0	0	0	176	0	0	6	0	0
	米子	8,211	7	0	22	0	3	1	2	184	4	0	24	0	0
	計	25,520	13	0	22	0	3	1	2	398	10	0	80	0	0
計	中央	19,030	33	0	8	171	79	122	64	634	7	0	624	0	0
	倉吉	11,171	83	0	0	104	6	69	15	574	0	0	165	3	0
	米子	15,892	72	0	22	202	57	53	174	614	8	0	296	0	0
	計	46,093	188	0	30	477	142	244	253	1,822	15	0	1,085	3	0

6 一時保護状況

(1) 一時保護児童数

	実 人 員						延 人 員					
	養護	障がい	非行	育成	その他	計	養護	障がい	非行	育成	その他	計
中央	44	0	19	29	0	92	487	0	62	99	0	648
倉吉	47	10	2	10	0	69	245	39	12	65	0	361
米子	79	0	48	18	0	145	936	0	183	47	0	1,166
計	170	10	69	57	0	306	1,668	39	257	211	0	2,175

(2) 一時保護委託児童数

	実 人 員					延 人 員				
	警察	施設	里親	その他	計	警察	施設	里親	その他	計
中央	0	122	29	4	155	0	1,515	360	144	2,019
倉吉	0	113	5	5	123	0	342	25	29	396
米子	0	66	19	1	86	0	984	179	5	1,168
計	0	301	53	10	364	0	2,841	564	178	3,583

7 児童福祉施設等入退所状況

施設名		入所定員 (R3.4.1)	入所児童数 (R4.3.31)	入 所				退 所				
				中央	倉吉	米子	計	中央	倉吉	米子	計	
県 内 施 設	鳥取こども学園乳児部	15	13	2	2	1	5	2	1	0	3	
	米子聖園ベビーホーム	20	16	0	0	4	4	0	1	3	4	
	鳥取こども学園	58	42	6	2	2	10	7	0	2	9	
	青谷こども学園	35	20	2	0	3	5	8	3	1	12	
	因伯子供学園	36	26	2	1	0	3	2	2	3	7	
	光徳子供学園	30	21	0	0	0	0	0	2	4	6	
	米子聖園天使園	42	36	0	0	5	5	0	1	6	7	
	皆成学園	65	14	0	1	0	1	2	2	1	5	
	松の聖母あすなろ園	14	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
	喜多原学園	36	10	0	3	3	6	3	1	3	7	
	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	160	4	0	0	0	0	1	0	0	1	
	総合療育センター入所部	25	3	1	0	0	1	1	0	2	3	
	総合療育センター（重症心身障がい児）	25	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
	鳥取こども学園希望館	入所	30	14	0	1	0	1	0	3	0	3
		通所	15	7	1	0	1	2	4	0	0	4
里親委託・ファミリーホーム		59	4	8	3	15	6	2	11	19		
県外施設		5	0	0	2	2	0	0	0	0		
計		606	300	18	18	24	60	36	18	36	90	

Ⅶ その他資料

1 県内児童福祉施設等一覧

施設		電話番号	郵便番号	所在地
種別	名称			
乳児院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	米子聖園ベビーホーム	0859-29-5924	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
児童養護施設	鳥取こども学園	0857-22-4206	680-0061	鳥取市立川町 5-417
	青谷こども学園	0857-85-0358	689-0511	鳥取市青谷町善田 31-1
	因伯子供学園	0858-22-2639	682-0854	倉吉市みどり町 3249
	光徳子供学園	0859-54-2550	689-3203	西伯郡大山町名和 1239-1
	米子聖園天使園	0859-29-4364	683-0841	米子市上後藤 4-2-36
福祉型障がい児入所施設	松の聖母あすなろ園	0857-30-7716	689-0201	鳥取市伏野 1558-12
	皆成学園	0858-22-7188	682-0854	倉吉市みどり町 3564-1
児童発達支援センター	若草学園	0857-28-1233	680-0947	鳥取市湖山町西 1-516
	あかしや	0859-29-2585	683-0851	米子市夜見町 330-3
医療型障がい児入所施設	総合療育センター(入所部)	0859-38-2155	683-0004	米子市上福原 7-13-3
医療型児童発達支援センター	総合療育センター(通園部)	0859-38-2173	683-0004	米子市上福原 7-13-3
	鳥取療育園	0857-29-8889	680-0901	鳥取市江津 730
	中部療育園	0858-27-0781	682-0805	倉吉市上井 503-1
児童心理治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	680-0061	鳥取市立川町 5-417
児童自立支援施設	喜多原学園	0859-27-1101	689-3512	米子市泉 706
重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院 機構鳥取医療センター	0857-59-1111	689-0203	鳥取市三津 876
自立援助ホーム	鳥取フレンド	0857-27-1198	680-0022	鳥取市西町 2-103
	鳥取スマイル	0857-23-4590	680-0022	鳥取市西町 3丁目 4 1 7
	ピアホーム	0859-31-5339	689-0052	米子市博労町 1-182-11
ファミリーホーム	ビーハイブ	0857-29-6989	680-0004	鳥取市北園 1-144
	来夢来人	0858-36-5071	689-2104	東伯郡北栄町弓原 391-1
	マザーズパーム	0859-53-3169	689-3333	西伯郡大山町唐王 689

2 障がい児（者）のための各種制度案内

平成18年10月より、障がい児施設（知的障がい児施設、知的障がい児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障がい児施設等）は、措置から契約方式に変わりました。

ここに紹介するのは制度概要です。制度によっては所得等による支給制限や一部負担などがあります。制度の詳細及び手続きについては、各相談窓口でおたずねください。

（1）手帳

①身体障害者手帳

申請に基づいて、手帳の交付を受けることにより、身体障がい児（者）が一貫した指導・相談を受けることができるとともに、各種の援護措置の利用が可能になります。（各種の援護を受けるためには、原則として手帳の所持が必要です。）

障がい程度・・・等級 1～6級

種類・・・視覚障がい、聴覚又は平衡機能障がい、音声・言語又はそしゃく機能障がい、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障がい）、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい

②療育手帳

知的障がい児（者）が一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくするため、手帳が交付されます。

障がい程度・・・A（最重度・重度） B（中度・軽度）

ただし、中度であっても身体障害者手帳1～3級所持者はAとなります。

（2）手当・年金

①特別児童扶養手当

概ね、身体障害者手帳3級以上又は身体や知的に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者に対して、手当が支給されます。（月額 1級 52,400円 2級 34,900円）

②障害児福祉手当

20歳未満であり、政令で定める程度の重度の状態にあるため、日常生活における常時の介護を必要とする在宅の方に手当が支給されます。（月額 14,850円）

③心身障害者扶養共済

心身障がい児（者）を扶養している方が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり、重度障がい者になった場合に、残された本人に終身給付金が支給されます。

（3）医療

①自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童又は現存する疾患があり、これを放置すれば、将来障がいに至ると認められる児童に対し、確実な治療効果が期待できる場合に、その必要な医療を給付します。（例：口唇口蓋裂手術、人工透析等）

②特別医療費助成

心身に重度の障がいのある方が医療保険で医療を受けた場合に、自己負担分を助成する制度です。

（4）「自閉症・発達障がいのある方」の相談窓口

鳥取県では、平成16年4月から知的障がい児施設皆成学園内に自閉症等発達障がいに係る支援等を専門的に行う、鳥取県自閉症・発達障がい支援センター『エール』を開設しています。自閉症・発達障がいに関する療育・就労等の支援や相談を行うとともに、関係機関等に対する支援技術等の普及啓発及び研修などを行っています。 電話 0858-22-7208 FAX 0858-22-7209

(5) 身体障がい児(者)の主な援護制度一覧

制 度	相談窓口	備 考
身体障害者手帳	市福祉事務所、町村福祉担当課	P 40 参照
特別児童扶養手当	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	//
障害児福祉手当	//	//
特別障害者手当	//	重度の障がいのため日常生活に常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の方が対象
国民年金（障害基礎年金）	市町村国民年金担当課、年金事務所	
心身障害者扶養共済制度	市福祉事務所、町村福祉担当課、県	障がい者（児）を扶養している方〔加入者〕が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がい者になった場合に扶養されていた障がい児（者）に年金が支給される。
育成医療給付制度	保健所（県福祉保健局内）	障がいの軽減・除去や機能回復のために医療を受ける場合
特別医療費助成制度	市町村特別医療担当課	1 級又は 2 級の身体障害者手帳を所持している方及び 3 級又は 4 級の身体障害者手帳を所持し、知能指数が概ね 50 以下と判定された方が対象
公共交通機関の利用料金割引	鉄道、バス、タクシー、航空等各会社	身体障害者手帳提示
有料道路通行料の割引	市福祉事務所、町村福祉担当課	障がい者本人又は介護者が運転する場合
県立施設等の利用料減免	各施設等	身体障害者手帳提示
NHK 放送受信料の減免	NHK 各放送局	免除については、市町村長又は福祉事務所長の証明が必要。
NTT 番号案内の無料	NTT 各支店	身体障害者手帳を所持している方で、一定以上の障がいがある視覚障がい者、肢体不自由者（下肢不自由者を除く）が対象
郵便料の減免	郵便局	
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社・取扱店	身体障害者手帳提示
預貯金利子等の非課税	税務署、県税事務所	預貯金等の預け入れの際、障がい者であることを証明する書類を金融機関に提出することが必要。
所得税の控除	税務署	本人、控除対象配偶者、又は扶養親族が障がい者である場合
住民税の控除	市町村税務担当課	//
相続税の控除	税務署	法定相続人である障がい者が相続により財産取得した場合
贈与税の非課税	//	重度の障がい者が贈与により財産を取得した場合
事業税の非課税	県税事務所	重度の視覚障がい者があんま、はり等の事業を行う場合
(軽)自動車税・自動車取得税の免除	県税事務所、市町村税務担当課	一定程度以上の障がいのある者等が自動車を所有（取得）する場合
補装具の交付及び修理	市福祉事務所、町村福祉担当課	身体障害者手帳を所持する方が対象
日常生活用具の給付及び貸与	//	在宅の重度障がいのある方で、日常生活用具が必要と認められる方が対象
ホームヘルプ（訪問介護）	//	障害者総合支援法の対象。左記のサービスを受けるためには、市町村での支給決定を受け、各サービス提供事業者との契約の締結が必要。
デイサービス（日帰り介護）	//	
ショートステイ（短期入所）	//	
障害者住宅改良助成事業	//	身体に障がいのある方の世帯が対象。市町村によって対象となる程度や助成額などが異なります。

(6) 知的障がい児(者)の主な援護制度一覧

制 度	相談窓口	備 考
療育手帳	市福祉事務所、町村福祉担当課、	P40 参照
特別児童扶養手当	市福祉事務所、町村福祉担当課、 県	//
障害児福祉手当	//	//
特別障害者手当	//	重度の障がいのため、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方が対象
国民年金（障害基礎年金）	市町村国民年金担当課、年金事務所	
心身障害者扶養共済制度	市福祉事務所、町村福祉担当課、 県	障がい者（児）を扶養している方〔加入者〕が、一定の掛金を納めることにより、加入者が死亡したり重度障がい者になった場合に扶養されていた障がい児（者）に年金が支給されます。
特別医療費助成制度	市町村特別医療担当課	重度の知的障がい者として判定を受けられた方、3級又は4級の身体障害者手帳を所持し、かつ知能指数が概ね50以下と判定された方が対象
公共交通機関の利用料金割引	鉄道、バス、タクシー、航空等各会社	療育手帳提示
有料道路通行料の割引	市福祉事務所、町村福祉担当課	障がい者本人又は介護者が運転する場合
県立施設等の利用料減免	各施設等	療育手帳提示
NHK 放送受信料の減免	NHK各放送局	免除については、市町村長又は福祉事務所長の証明が必要。
NTT 番号案内の無料	NTT 各支店	療育手帳を所持している方で、一定以上の障がいがある視覚障がい者、肢体不自由者（下肢不自由者を除く）が対象
携帯電話料金の割引	各携帯電話会社・取扱店	療育手帳提示
預貯金利子等の非課税	税務署、県税事務所	預貯金等の預け入れの際、障がい者であることを証明する書類を金融機関に提出することが必要。
所得税の控除	税務署	本人、控除対象配偶者、又は扶養親族が障がい者である場合
住民税の控除	市町村税務担当課	//
相続税の控除	税務署	法定相続人である障がい者が相続により財産取得した場合
贈与税の非課税	//	重度の障がい者が贈与により財産を取得した場合
(軽)自動車税・自動車取得税の免除	県税事務所、市町村税務担当課	一定程度以上の障がいのある障がい者又はその方と生計を一にする方が自動車を所有（取得）する場合
日常生活用具の給付及び貸与	市福祉事務所、町村福祉担当課	重度障がいのある在宅の方で、日常生活用具が必要と認められる方が対象
ホームヘルプ（訪問介護）	//	障害者総合支援法の対象。左記のサービスを受けるためには、市町村での支給決定を受け、各サービス提供事業者との契約の締結が必要。
デイサービス（日帰り介護）	//	
ショートステイ（短期入所）	//	
障害者住宅改良助成事業	//	療育手帳をお持ちの方が属する世帯が対象。市町村によって対象となる程度や助成額などが異なります。

児童相談所のご案内

18歳未満の児童に関することは、どなたからでも専門のスタッフが相談をお受けします。

- 相談方法 来所、電話、メール、手紙など様々な方法でお受けしています。
(詳しくお話を伺う必要がある場合、継続した相談を希望する場合は、来所相談や電話相談をお願いします。)
- 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分
(年末・年始、祝祭日を除く)
ただし、児童虐待等緊急を要する相談は土日・祝祭日や夜間でも対応しています。
- 相談内容の秘密は固く守ります。
- 相談や検査はすべて無料です。

【連絡先】

福祉相談センター (中央児童相談所)	〒680-0901 鳥取市江津 318-1 TEL 0857-23-1031 FAX 0857-21-3025 メール fukushisodan@pref.tottori.lg.jp
倉吉児童相談所	〒682-0881 倉吉市宮川町 2-36 TEL 0858-23-1141 FAX 0858-23-6367 メール kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp
米子児童相談所	〒683-0052 米子市博労町 4-50 TEL 0859-33-1471 FAX 0859-23-0621 メール yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp

こども電話相談のご案内

児童相談員が子どもさんの悩みや子どもさんに関する相談を、専門ダイヤルにてお受けしています。お気軽に御利用ください。

- 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時00分
(年末・年始、祝祭日を除く)
- | | |
|-----------------------|------------------|
| 福祉相談センター
(中央児童相談所) | TEL 0857-29-5460 |
| 倉吉児童相談所 | TEL 0858-22-4152 |
| 米子児童相談所 | TEL 0859-33-2020 |

児童相談所業務概要

令和4年10月

編集・発行 鳥取県福祉相談センター
(鳥取県中央児童相談所)
鳥取県倉吉児童相談所
鳥取県米子児童相談所



2022